

經 営	1 2 7
經 済	1 9

大規模私有林経営の実態 (Ⅰ)

— 十津川村林業の展開と現況 —

昭和38年10月1日

農林省林業試験場経営部

ま え が き

われわれは細部の点については、それぞれ問題認識を異にしているように思われるが、戦後から現在に至るまで、一体、林業経営は発展を示してきているのか、そしてもし発展を示してきているとすれば如何なる姿をもってか、といった点については問題認識は同じであるといえる。

われわれが、こういった問題認識の重要性を意識した所以は、すくなくとも「林業基本問題と基本対策」等の論議において示されたごとく、林政の確立上この種の担い手の問題が最重要なものの一つと考えたことにあるといえる。

こういったほぼ共通的な問題認識をもって、われわれはこれまで静岡県天竜林業ならびに愛知、岐阜両県下における大規模林業を、今度は奈良県十津川村において調査をおこなった。十津川村林業は天竜林業が先進地といわれるのに対して新進地と表現されるような特徴をとっている。それだけに天竜林業との対比において有益な示唆を得ることができた。

十津川村の調査結果について、一まずわれわれがおこなったノボアの林業経営調査の結果（分担執筆）と、京都で開催される林業経済研究会に間に合わせるべく査閲としてとりまとめた野村勇の「十津川村林業の展開と現況」とを印刷し、発表することにした。本格的な調査結果については後日あらためて報告する予定である。

終りになってしまったが、十津川村調査において示された奈良県林務部長、高柳正幸氏をはじめ県取組の方々、全く誇惑なしに、その真面目さと誠実さにおいて最大限の賛同をおしむことのできない十津川林業改良指導員駐在所長、井上吉夫氏ならびに指導員、五晃助義夫、亀本広治、清水康孝、井上武夫の諸兄さらにまた温い御協力をいただいた十津川村役場の方々ならびに調査の対象となった林業経営者に心より感謝の意をあらわします。（文責 野村）

林試経営部研究顧問

三井 鼎 三

林業経済研究室長

野村 勇

林業経済研究員

高木 唯夫

吉沢 四郎

目 次

I 経営実態調査

その 1	T. C 氏	5 ^頁
その 2	S. T 氏	10
その 3	M. C 氏	17
その 4	H. M 氏 (以上 吉沢)	21
その 5	F. K 氏	26
その 6	S. K 氏	30
その 7	M. N 氏	35
その 8	T. M 氏 (以上 三井)	40
その 9	S. I 氏	46
その 10	S. H 氏	50
その 11	K. K 氏	11
その 12	R. M 氏 (以上 野村)	60
その 13	K. T 氏	64
その 14	Y. T 氏	73
その 15	So. K 氏	81
その 16	K. F 氏 (以上 高木)	88

I 十津川村林業の展開と現況	93
----------------	----

その I T. C 氏

I 調査対象者

① 氏名 T. C 氏

② 所有山林の所在地

神納川流域

③ 兼営事業 農業

I 所有山林の現況

① 面積 台帳 500 ha

見込 1000 ha

② 団地数および分散状況

所有山林はまとまっております。団地数は3〜4ヶ所。最大の団地は一つの谷にまとまっておりますその見込面積は600 haである。

③ 主要樹種とその面積割合

スギ、ヒノキ造林地 200 ha

雑木林 800 ha

④ 令級構成別面積割合

人工林 60年（伐期）以上 30%

20〜60年 30%

1〜20年 40%

⑤ 蓄積量

1 ha 当り伐期蓄積 2000 石（60年）

奈良県森林計画資料による T. C 氏の樹種別令級別面積は次の通りであった。

令級 樹種	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
N(スギ・ヒノキ)	771 (0)	315 (0)	3027 (6278)	5204 (1216)	1018 (2531)	1112 (13768)	1357 (20310)	385 (5476)	1125 (12363)
N(その他)					060 (200)	780 (320)			250 (1500)
L(ザン)		003 (18)	176 (175)	050 (145)	450 (1412)	338 (1852)	170 (715)	5570 (24505)	340 (1487)

樹種	X	XI	XII	XIII	XIV	XV _{以上}	伐跡地	計
N(スギ)	665 (5750)	727 (10885)	781 (8601)	380 (14700)	672 (10550)	070 (1520)	556	12827 (107688)
N(ミナリ)					2700 (7130)			2700 (11650)
L(サツ)	031 (202)		333 (2165)		1180 (7220)	57129 (139783)		65790 (377505)

(注) 以上の山林の他竹林 0.3 ha、除地 1.47 ha 所有している

[面積計 827.87 ha]

サツ林が多いという特色をもちが、人工造林地は令級配置と法正的で充実した資産内容を示している。

⑥ 農 地

水 田 4 反

畑 3 反

畑3反のうち1反は林業用苗畑として利用されている。農地は山腹の急傾地にあり、生産力は全般的に低い。

Ⅱ 経営の沿革

昭和8年頃、当時200年生というスギを伐採した記憶があり、神奈川流域では造林をはじめて実施した家である。現在所有山林の半分は何時購入したか明らかでない。先々代の時代に「山をとってくれ」というて書つけを無理においていたという話をTC氏は記憶している。いづれにしる古くから林業生産をはじめ山林の集積もあった。TC氏が買入れた山林は70~80 haに及び、最近では村民が世出する場合の財産の処理、村外所有者からの購入が多い。深山の価格はha当8~10万円というのが現在の相場である。これからも売り山があれば買う意志をもっているが、売る例は少ない。山の移動の激しかったのは、戦後の食糧危機の時代で、神奈川流域の所有はクレーン倒壊つたと見られる。TC氏自身はこのときは変化していない。

Ⅳ 育 林 生 産

① 苗木の調達

38年には中金の融資をうけ30 ha以上を植林(林転が主)しており、年間必要量は10万本にも達する。このうち自家生産量は7~8万本(苗畑ノ反歩、山に苗畑を反歩をもち苗木生産を行っている)残り2~3万本は近辺の農家生産の苗木を購入している。スギ苗ノ本を円ヒノキを円(3年生)である。

② 地 持

昭和30年頃までは地持作業は特別実施しないで、植付けたまわりを坪刈りしていたが、営林局関係の仕事をした経験をもつ労働者の話から地持をやるようになった。時期は秋から翌春の植付までで、1ha当り必要労働量は20人に及ぶ。

③ 植 付

秋植の場合は10月、主として春3月~5月~は1に行う。3月から5月の3ヶ月にわたるのは人工の都合であり、この流域では温度が低いので苗木の活着にさ程影響ない。

植付本数は2500本~3000本と比較的粗植である。これはTC氏所有の林地は土壌が柔かく、土層も深く極めて肥沃地であるためなので、活着率は78%と良好である。1日300~400本の工程で、極めて能率的なのも、この土壌の良さが大いに影響している。

④ 下 刈

植付后4年間つづけて、のち3年おきもう一度行う。すなわち、1、2、3、4、5、6、10年の各年に行うわけで、10年で仕上げることを目標としている。

時期は3月~10月までが主だが、下刈人工の関係から実際には1年中行っている。下刈機を導入しようとしたが、下刈機は細いところまで出せないという理由で必要ないといふので未だ入れていない。

⑤ 蔓切り 除伐

下川と同時にやる。

⑥ 枝打

枝打はやってみようと思うが、まだやっていない。

⑦ 保 養

とくにない。

⑧ 施 肥

現在の造林地は肥沃地なので施肥の必要はない。

V 販 売

① 向 伐

植栽後20〜30年間に1〜2回実施している。選木は経営者自身が行い、その方針は立木をそろえることを主眼として悪い木を伐採する。伐採は自分でやり、売る場合は出石で測る。

② 主 伐

伐期は60年を目標としているが、実際は80〜90年になっている。T.C氏は高伐期をとる理由を、普通伐期60年だがこのときの市場価格は石当り4,000〜5,000円であるのに伐期60年では石当り6,000〜8,000円になり、しかも石が多く出ると述べている。

材積の測定には「山見」を頼んでいる。山見は仙夫の経験者で極めて正確にしかも速く材積の見積りを行う。札金に比べると賃金のような相場といったものはなく、寸志として5,000円位を包む。業者もこの山見を頼んで相互に比較してみる。

③ 伐木 運搬

立木売りのため関係ない。

④ 販売方法

立木売り

取引相手は古くから取引している十津川の木材業者で約10人いる。

立木代金の決済方法は立木代金の一部を手付金としてもらい

残りを半年後に受けとるのが普通だが、100万円以上の取引になると期間は1〜2年に及ぶ。

⑤ 市場 価格に関する情報

枝打 吉野原木市場の市日に出て市況を調べる。

⑥ 一貫経営

(イ) 育林生産は素材生産よりも近分的に集まる。

(ロ) 一貫経営の場合 現金が忙しくなることが考えられ、それに比べて植林経営は余裕がある。現金取引がきびしいとどうしても造林が手薄になる。

(ハ) 伐木、搬出人次を植林作業に使った場合仕事が増える。造林人次は長い経験で専門化し、目に見えない効果をもつ。

(ニ) 搬出機械を買入れた場合 年間の伐採量が少ないときに機械を遊ばす。

以上の理由で一貫経営形態を否定し、育林生産に集中している。戦後の木材業の激しい変動の姿を見てきているだけに、木材業に不安をもち、育林生産——山をつくることに専念している。

⑦ 資金調達

昭和34年 農林中金資金300万円を借入れた以外は自己資金によっている。

VI 管 理

① 経営者

境界ははっきりしている。

経営者はつくっていない。

② 管理組織

③ 経 理

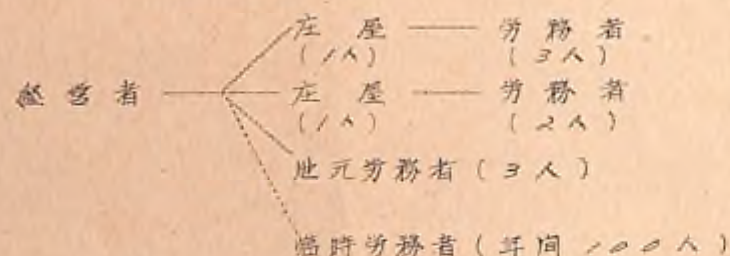
法記方式はとっていない。

年間林業収益約700万円。このうち500万円は拡大造林を念む育林生産にあてられている。生活費は年間概算200万円。

家族構成（経営者の世々人）

④ 労務管理

育林の労務者は常用品が100人いる。



庄屋制をとる労務者は和歌山県本宮町の出身で、7人のうち2人が妻帯者、5人が独身者で平均は22才〜30才の若手労働者である。地元の3人は20〜25才。庄屋制をとる労務者は5年前から定着しており安定的である。調査方式は庄屋（世話人）が地元から新しい労働者を連れてくる形で、現在のところ円滑にしている。

世帯持ち山小屋生活をして送金する出稼型の労働者であるが、5年に及ぶ安定的な労働事情は注目したい。

造林 下川作業の日給1100円。月稼働日数は20日から25日。したがって月収は22000円〜27500円となる。

資金以外の厚生面では、年1回、2泊3日の慰安旅行を行っている。この他労働者が時計、写真機、ラジオ、洋服など耐久消費財の購入に際しては半額程度の補助を出している。

作業の手續については、経営者は庄屋と協議して求めるが、細部は庄屋まかせでお互に信頼し合っている。

臨時雇用の100人と地元の人はいく少なく多くは四国方面から流入する労働者に依存している。

Ⅶ 経営者の意見

- ① 一貫経営に対する見方はさきに述べた通りで、育林経営に集中しているが、一体山林経営はどうなるのか疑問をもちている。木材の需要、価格についての先行が懸念される。

- ② 所有面積の80%を占める雑木林については、木材業者、十兼興紙等に立木石当り1000円で売った跡はスギを造林するが、雑木と将来はより高い経済価値をのこすと見透している。

- ③ 傾斜地の農地の耕転はもうやめて、林業専門として土地利用したいが、現在の農地を林地化した場合、他人の農地に影響するので簡単に踏み切れない。

- ④ 労務問題については、現在は真面目な労働者を雇入れており問題はないが、将来のことを考え、中学卒で素養のよい子を将来まで面倒見る形で雇用したいと思うが人を育てることができない。地元では殆んど他出して確保できない。

その2 S.T 氏

I 調査対象

- ① 氏名 S.T 氏 (42才)
 ② 所有山林の所在地 十津川村湯之原
 ③ 兼営事業 なし (林業専業)

II 所有山林の現況

- ① 面積 杉 13 ha
 見込 40 ha
 ② 田地数および分散状況
 70筆に分かれており、最も大きな田地で5 ha (ある。
 ③ 主要樹種とその面積割合
 スギ 80% (32 ha)
 天然林 (広葉樹) 20% (8 ha)
 ④ 林令異成別面積割合
 40~50年生 50%
 10~40、 20%
 10年生未満 30%
 ⑤ 蓄積量

全体の蓄積は不明だが、伐期 (40~50年) における蓄積は1200石である。

奈良県森林計画資料による令級別面積・蓄積は次の通りである。

令級別 面積	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	計
N(スギ)	268 (1)	257 (0)		761 (8216)	380 (2500)	400 (10800)	145 (1700)	570 (2547)	2381 (21005)
N(ヒノキ)			180 (200)		300 (2400)				480 (2800)
L	010 (0)		020 (300)	273 (1207)	285 (1560)		030 (720)		618 (2787)

(注) 単位は面積 ha () は蓄積石で示す

所有者 S.T 氏は森林面積、樹種別構成など極めて正確に把握していることがわかる。(S.T 氏はこの外に親類の所有山林5 ha を管理している)

- ⑥ 農地
 畑 2反

最近は果樹 (カキ) を造成している。

III 経営の沿革

明治末期光代の時代に現在の山林面積の6割 (約24 ha) を所有していた。父の没後、昭和18年より経営者として林業経営にたずさわって来た。五条方面への道路開通後に素材業者をはじめ (昭和28年)、現在もやっている。素材生産をやっていた時土地ぐるみ山を買入れて所有山林を拡大した。現在は主として自己所有林のみの育林。素材生産に集中している。

IV 育林生産

- ① 苗木の調達

北穴部落 (湯之原部落の隣り部落) 内の苗木生産者に特に依頼して生産してもらい、年平均2万本を購入している。すき苗の単価は1本7月。

- ② 地 場

飛んで行かない。林転の場合は製炭してから植林する。

- ③ 植 付

時期は2月~4月、植付本数は1ha 当り5000~6000本、工期は1日120~130本で活着をよくするため能率よりもていねいに植えることにしている。

補植は新植本数の約10%程度である。

- ④ 下 刈

植付してから4年まで毎年行い、それ以降は7年まで1年おきに下刈。したがって、1、2、3、4、6年生の6回下刈ことになる。

時期は4月~7月で、工期は立地条件のよいところで1ha

当りノ人、ノ日ノ人ノ反歩というのが標準となっている。下川の方法は普通みられる全川方式である。下川機は用いていない。

⑤ 蔓 切 り

下川のとま一箱に行い、特別にはやっていない。蔓切りの作業を考えると下川機は不便であるとみている。

⑥ 除 伐 } ともに行なっていない。

⑦ 伐 打 ち

⑧ 保 護

保護、施肥ともにはやっていない。

V 販 売

① 向 伐

戦前の担植では足場丸太を生産できるような向伐は行えない。土地の肥沃度によって異なるが、主伐まで2回行う。

② 主 伐

伐期は40～50年。伐採箇所の選定には特定の方針はなく小面積なので近接の山を伐採する時一緒に切る。

③ 伐 出 運 材

自己有林の伐採を人夫を雇い行い、搬出にはノ年前から自置式の架橋を買入れて用いている。土場からの搬出にはトラックを頼んでいる。

④ 販 売 方 法

十津川木協の橿原市場に出す。市場までトラックノ台の運賃は11,000円、石当り平均320円となる。市場手数料は5%。手形取引で普通45日である。

⑤ 市 場、価 格 に 関 す る 情 報

木協の橿原市場に出すから価格については直接市場より得ている。

⑥ 一 貫 経 営

育林生産のみだったのに昭和28年から素材業者をはじめた

理由は次のこときものであった。

(イ) 育林生産で立木を売っていたのでは林地の拡大ができない。素材生産業者になると銀行との取引が出来、融資を受けることが可能となる。金融面がうまく行けば、素材業の規模を拡大し、土地付山林を買付け、結局林地の買入れができる。

* 土地をふやすためには素材業をやらねはならない、という。

(ロ) 育林生産時代に山を売ったが、木材業者が代金を支払ってくれぬことがあった。木材業者には正直に取引する人は少ない。地元の業者にも「待ててくれ。で代金の決済が円滑でない。

(ハ) こうした状態のとき、原木市場が出来たので自家生産材を素材として売出すことができた。

(ニ) 市場は素材業者に売る場合の面倒さがなく、しかも相場がはっきりしている。その上正量取引であること。

⑦ 資 金 調 査

すべて自己資金で行っている。

VI 管 理

① 経 営 計 画

現在まだ自己有林の実測をやっていない。また林業コンサルタントに依頼して実測を行う考えはない。

経営計画といったものはなく、どうしようかとホーッと考えている程度だが、毎年伐採にもっていきたい。

② 管 理 組 織

③ 経 理

年間林業次出で平均100万円、生活費50万円(家族構成、経営主の他2人)計150万円の収入を得なければならない。経理はすべて自己流にやっている。

④ 労 務 管 理

日当で計算するが、常用的労務者が2人いる。いずれも部落内の人でA氏44才、B氏55才。平均月当り20日の稼働日

敷である。2人は主として素材生産を担当させ、造林には臨時雇用で女子労働者を使う。賃金は男ノ200円（伐木造材 造林）女100円（造林）である。常用的労働者はもちろん労災保険を付けている。

VII 経営者の意見

- ① 造林補助金は、林業が採算のとれないものだからずっと続けて欲しい。

その3 Mt. C 氏

I 調査対象者

- ① 氏名 Mt. C 氏（ダオオ）
- ② 所有山林の所在地域
神納川流域（十津川支流）
- ③ 兼営事業 農業
- ④ 役取地

山林経営の采配を振っているMt. C 氏（ダオオ）は、区長の役取にある。（調査時には不在であったので長男Mt. C 氏から経営状況を伺った）

II 所有山林の現況

- ① 面積 見込面積 60 ha
- ② 田地数および分散状況
筆数は多い。共有山を買った14 ha の田地が一番まとまっている。
- ③ 主要樹種とその面積割合
スギ人工林 30 ha
サツ楠炭林 30 ha
- ④ 林令構成別面積割合
スギ人工林 10年未満 15 ha
10年生以上 15 ha

奈良県森林計画資料によると所有山林の面積構成は次の通りである。

林種	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	XI	XX	計
N	167	275	250 (60)	278 (2572)	270 (278)	202 (5257)	207 (3561)	202 (1822)	178 (2311)	202 (38)		2857 (12445)
L		276 (22)	235 (3)	202 (275)	223 (1072)	200 (350)		265 (325)			275 (740)	1286 (3837)

（注）以上の他、未立木地（原野）0.62 ha を所有している。面積単位 ha () は材積 (石)

⑤ 薪 地 水 田 3 畝 3 畝 畑 3 畝

Ⅱ 経営の沿革

明治22年の大雪による住民の移動前は部落戸数25戸だったのが現在は10戸 M. C 氏の祖父が山天部落より分家し、現在の土地を買入れ定着した。当時現在の山林の約8割はすでに所有していた。父 M. J. C 氏が約4割の山林を買入れた。

(部落有林が台帳で約20 ha あり、見込で約50 ha あり。共有山は土地代として20%支払い、80%は植林者に帰属する。山林所有者のいう所有面積とその他資料による面積との差異はこの辺に原因があるように思われる。)

Ⅳ 育 林 生 産

① 苗木の調達

本年の造林苗スキ、ヒノキ計1万本全部を自給し、来年の植林用としてヒノキ苗3万本を育苗中である。

② 地 指

地指を行っている。

③ 植 付

神納川流域は密植地で、坪当り4本〜5本、したがって ha 当 12000 本を植林した。植付の場合、足を動かさずに3本植えた。

④ 下 刈

植付后3年間は毎年行い、それから2〜3年間隔を置いて10〜15年まで下刈する。

⑤ 莖 切 除 伐

15年以上になって除伐、つる切を行なう。

⑥ 保 護

雪害で2000本枯れた。これは積雪量1mあった年で、被害を受けたのは北向のひかけ地に生育していた背たけ位のスギが、暮光雪の表面が氷つたとき、北風にもまれたため枯れた。林地施肥は実施していない。

Ⅴ 販 売

① 向 伐 (主 伐)

主伐することがないので向伐が主である。台風による枯損木を伐採した程度で、伐採は毎年やらない。伐石のはせいぜいトラックで2〜3車、120石程度である。

② 伐 採 運 搬

道路に近い場合 自家伐採し、トラック業者を頼んで高田の市場まで運ぶ。この場合トラック運賃は1車(6車)1万円である。

材積測定については本人が山見で、神納川流域のヨハのうち1人であり、経験も豊富であり他人から依頼される。140石の見積りで3石の差がある程度であるという。依頼された場合は普通の日当プラス1割程度の礼金をもらう。こうした特技をもつから自己有林材については厳しく寸換する。

③ 販 売 方 法

伐採、搬出の項でふれたごとく、道路に近いところ、また少量で業者が取扱わないものは自家伐採し、原木市場に運ぶが、そうでないものは十津川の本材業者に特定の業者を定めず薪材売する。

④ 市 場 価 格 に 関 す る 情 報

高田市場。(榎原市場)

⑤ 一 貫 経 営

- (イ) 小規模な伐採なので業者の引取らないものだけ、自分で伐採し運搬し、トラックを頼んで原木市場まで出す。高田まで1車1万円支払う場合、年に2〜3車程度だと割高になる。
(ロ) 儲けるよりも使わない主義だから、他人に支払うよりも自分で伐採搬出する。

Ⅵ 總 理

① 経 営 策 略

② 管 理 組 織

③ 経 理

山林収入支出など収支面はM₁氏が担当し、育林、伐採の実際の仕事はM₂氏が実行に当たっている。

山林の伐採収入は間断的でノ20石の売却代であるが、椎茸生産でノ10賣目(ノ1荷)を売却し25万円を挙げている。林業は多角的で木炭は自家用20俵程度を自家生産している。

林業経営はこれまで自給苗木、自家労働でやっていたが30年ほど前、造林等で林業経営に20万円使用した。

生活費は米を自給し、8人家族で年間60万円かかる。

④ 労務管理

農業の田植期には部落内の労務交換でF人を確保し、雇用は10人程度。本年は植林のあとで農業をさせた。農業労賃、田植(女)700円、畦ぬり(男)1500円。

林業面では育林に去年より常用的に雇用し、植林のときには本家で雇用している労務者を一時借用する。労賃1100円。

Ⅶ 林業経営者の意見

① スギ、ヒノキの人工造林が全国的に広く行われているが、需要はあるのだろうか。広葉樹も今後30年後には価値が出てくるのではないか。スギ林の中にある広葉樹でいいものは残しておく考えたがどのようなものであろうか。

② 林業税制の中で所得税算出の際費用の控除額30%は現在の苗木価格、労賃からみて低すぎる。

③ 相続税については、名義は親の山でもその山林を造成するときは一箇に労働してきたのだから全く別物として課税するのは不合理と思う。

その4 H. M 氏

I 調査対象者

① 氏 名 H. M 氏

② 所有山林の所在地域

西川流域(十津川支流)

③ 兼営事業

商業、木材業

④ 役 取 地

森林組合理事

Ⅱ 所有山林の現況

① 面 積

見込 300 ha { 所有 120 ha
地上権設定 180 ha

② 田地数および分散状況

分散状況は70ヶ所にも分かれ、最大の田地で30 ha。

③ 主要樹種と面積割合

N ----- 70 %

L ----- 30 %

④ 林令構成別面積割合

H. M氏は明らかにしなかったが県森林計画資料によると次の通りである。

令別 面積	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	伐跡地	計
N	2421	218	171	266 (1150)	488 (343)	274 (1368)	471 (2137)	578 (4752)	230 (38)	280 (2772)	217	4276 (2812)
L			440 (527)	225 (176)	155 (821)	430 (274)	820 (1204)	120 (120)		217 (718)		2127 (5150)

(注) 以上の他 竹林 97 ha を所有。

面積 単位 ha () 材積 単位 石

Ⅲ 経営の沿革

地上权設定の土地が部落有林であることからわかるように、この部落は広大な部落有林をもっている。十津川のどこでもみられた明治の大木害の前は48アあったが、北海道新十津川に移住しその直後は7アに減少した。その後次第に増加し現在は22アとなっている。戦后公園林道が開設されるまでは交通は小さな山道を歩く以外に方法はなかった。朝3時に出発して平谷まで出て木2斗をかついで部落に帰るのは夜8時だったという。

材木は専ら漂流によったことはいうまでもない。こうした条件下にあっても、公益面積1600ha、見込面積3000haの部落有林のうち700haは2分あるいは2分5厘で分収造林されていた。昭和恐慌時、また昭和15年～終戦直后まで食糧不足、人手不足のため植林は進展しなかったという。

こうした部落の中でHM家が所有していたが、地上权を設定していたのか不明だが、とにかく戦前すでに40～50haを経営していたという。HM氏は27才から木材業をはじめ、新居の向屋賣本を借りて最盛期には年間5万石を取扱った。戦后（昭和25年）に山林80haを買入れた。現在はオー線を退りそき育林業は長男に、木材業は二男にやらせ、妻には商店をやらせている。

Ⅳ 育林生産

① 苗木の調達

苗木の必要量2万本のうち、1万本は森林組合より、1万本は自家生産。

② 地 帯

林帯の場合ha当 7～8万円かかる。

③ 植 林

時期は春植え（3月～4月）、梅雨植え（6月）、秋植え（10月）の3つの時期があり、その植林割合は4:4:1で6月の梅雨植えが最も多い。

植付本数はこれまで2,500～3,000本植えが普通であつ

たが最近では4,000本植えとなった。功程は平均250本。

④ 下 川

植林后6年まで毎年実施し、それから15年まで隔年に実施する。時期は4月～10月までで、遅れた場合冬季に行う。ha当所要労働量13～14人、毎年下川するときはha当り10人、4,000本植えでは全川方式をとるが、2,500本植えの場合は筋川を行う。

⑤ 蔓 切

普通は下川と同時に行う。ただものすごく蔓の繁茂がひどい林地については行なう。

⑥ 枝 打

やっていない。粗植のとき必要ない。

⑦ 除 伐

14～20年生のとき1回実施する。

⑧ 休 養

とくになし。

施肥はやらない。

Ⅴ 販 売

① 間 伐

15年除伐後5年経過した20年からはじまり25、30、35、40年と行なう。山により1回もあれば4回もやる場合がある。

② 主 伐

伐期40年、伐期当り蓄積1,000石。

③ 伐 採 運 搬

伐採は伐木庄屋に依頼する。石当り270～300円。

出しも同様庄屋に依頼する。石当り100～1,200円の広範囲に及ぶ。

④ 販 売 方 法

素材売り。

⑤ 市場、価格に関する情報

十津川木協の原木市場（新選市場と高田市場）と個人経営の中吉野、桜井市場に出荷している。材の良質なものは高田市場に出し、新選には出さない。

運賃は新選750円、高田、中吉野、桜井は共に700円。

⑥ 一貫経営

(イ) 一貫経営するかしないかは人によりけりだ。商売でできる人がやる。

(ロ) 小所有者の場合は、材積が明確にされ、価格は相場で誰がみてもすっきり決まる森林組合依託制度がよい。

(ハ) 伐採できる山林面積が200～300haある場合は自己の山だけでよい。

⑦ 資金調達

十津川木協（日歩 2支）

商部銀行（・ 2支4厘）

中吉野市場（・ 3支2厘）

などから調達する。今年間1万石～1.5万石を取扱うとすれば、銀行1,500万円、木協700万円、中吉野300万円の借入と、残500万円の自己資金で運営する。

Ⅵ 管 理

① 経営計画

なし

② 経 理

林業経営費 60万円、生活費 80万円。

③ 労務管理

労務者 $\left\{ \begin{array}{l} \text{地元} 3人 \\ \text{四国出身} 2人（55才、30才） \end{array} \right.$

四国出身の労務者は教師の失業した人で昭和24年より仕事をやっている。

稼働日数 月平均 20日

賃金は（男）1300円、（女）700円

V 経営者の意見

① 山が安ければ買うつもりでいる。

功 程 — : ha. 10人

⑤ 蔓 切 り

下川のとぎ行なう。

⑥ 孫 伐

⑦ 枝 打

⑧ 保 護

⑨ 産 肥

は行なわない。

V 販 売

① 間 伐 間 伐 材

30年目位に至熟者に委譲して送木し立木処分とする。竜川流域の慣習にしたがいノ3尺メ計算により材積測定をなし、 $\text{メ}30000$ 円(石 $\text{メ}3000$ 円)位である。年間約10石と推定される。

② 主 伐 主 伐 材

伐期を50年とし、年平均素材100石を伐採する。家計費充当のためその他不時の出費の必要なき伐り。立木石 $\text{メ}800$ 円位である。

材積測定は間伐の場合と同様。

③ 伐 木 取 出

素材生産業者が行なうが、この業者は山林所有者でもある。林道設備投資としては公団林道負担金34万円(利息4万円がこれに加わる)がある。

④ 販 売 方 法

主・間伐材とも立木で前記の素材生産業者に売却し、業者は五栄市場へ出材する。代金は売買商談の纏まったとき手付金ととり、伐採着手のとき決済する方法をとっている。

⑤ 市 場 価 格 に 関 する 情 報

五栄市死市場からの情報による。

⑥ 資 金 調 達

自己資金(山林伐採より得たるもの)によるの外、造林補助

金を受けている。補助金は再造林の場合1ha当り $\text{メ}6000$ 円から実測資 $\text{メ}600$ 円、火災保険、森運・森組の手数料を差し引き $\text{メ}800$ 円となる。

VI 管 理

① 林地境界調査 経営案作成

またこれらのことを行なっていないか経営者は所有林地の面積等の実態を比較的良く把握している。

経営案については十津川流域一般の傾向として、県の個別経営計画の勧奨にも拘らず $\text{メ}2$ ha未満の階層は数例の状況にある。この経営とその部類に属する。

② 管 理 組 織

経営者(女主人)が見廻り、造林、伐採を計画し、自ら勞働を行なう外、林業でノ人70日、およびノ人20日、農家で男ノ人15日、女ノ人15日の臨時雇用をなす程度で管理組織の如きものを持っていない。

③ 整 理

収支の概算を推定するに、収支面では、山林収入30万円、農産収入12万円、支出面は山林20万円、農産30万円を差引12万円と、息子の公務員給与12万円計24万円を生計費および公団林道負担金、公租公課に充てている。

VII 経 営 者 の 意 見

これまでの経営の在り方をよく検討し、改良指導員との連携いのもとに、より合理的、果敢的な経営にしたい。

本 500本、1ha 平均 20人。

④ 下 刈

時期 — 初年 8月 ~ 12月 / 回 4年 5年目 2 ~ 8月
に欠々 / 回。

功 程 — 1ha 10人

⑤ 蔓 切 り

下刈と一緒に打なう。林種転換の場合は25年位はその必要はない。

⑥ 除 伐

行なわない。

⑦ 枝 打

2年前から始めた。これは天川村、川上村を見学した結果で30年生に樹高の40%位まで行ない、1本当り整費50円である。

⑧ 休 養

⑨ 産 肥

は行なわない。

V. 販 売

① 間 伐 間 伐 材

25年目に行ない、その後は必要に応じて10年目位に実施する。度合は各々20%、経営者自身運木し、素材生産まで行なう。

② 主 伐 主 伐 材

伐期は基準を50年に置く。大正8年 ~ 昭和6年頃までは70 ~ 80年の長伐期であった。年平均400石を伐採、間伐木と同様経営者自身で行なう。

③ 伐 木 搬 出

経営者自身が行なうが、現在素材生産業が主であるため、この外に他人立木を買付け年間5000 ~ 10,000石の素材生産をする。この立木買付素材生産を開始したのは前述のように昭和25年からであるが、これは当主の父（新宮林産物検査員

から帰村し昭和24 ~ 25年に十津川村々長をした）の勸奨による。このように自ら林地を有し、素材の自己生産をしながら他人立木買付素材生産を主たる業となすことは、当地方の一貫経営のタイプである。

伐木・造材にチェーンソー経営者所有2台、労働者所有1台が使用され、1人1日20 ~ 30石（普通鋸使用の場合12 ~ 13石）の功程で、小出しまで含めて1石当り150円 ~ 180円となる。集運材には素材搬送台を導入し、集運まで約3500円を運び出し、1石当り450円。

運輸は運取手所有のトラック1台により、滝川 ~ 五茶木材市場間10kmを運搬するが、これは1日1回33石積、1石当り整費は7500円 ÷ 33 + 通称税（公団林道）30円 ÷ 33 = 20円である。

④ 販 売 方 法

生産した素材を五茶木材市場で処分する。市場で教科1%、売却の翌日40日手形（割引日歩3%）で決済する。

この経営において立木価額算定式 $X = f\left(\frac{A}{1+K \cdot T} - B\right)$ により計算する場合、Aはスキ・ビノヤ普通材で45000円、Bは7500円、 $T = 0.75$ 、 $K = 1/3$ であるから、 X を年1割の金利のみ考え、利潤を無視しても $X = 12914$ 円となり、十津川本流の立木28000円から見れば安いことになる。この経営者が素材生産業の赤字を自己山林の伐採で補填しているといつが、されにしても年平均400石の伐採では、他人立木を更に多く買われれば年間純所得20の万円（概算）を得ることは困難と思われる。

⑤ 市 場 価 格 に 関 す る 情 報

五茶市売市場での現実取引から得る。

⑥ 資 金 調 達

原則として他人資本による。銀行資金1000万円（日歩2%）と市場資金1000万円（日歩4%）で運営している。

VI 管理

① 林址境界調查 整營案作成

この経営は木材生産を主業とし、林地増反は木材生産の利潤で行なつてきた経過などからみて、また境界調査、経営兼作成の勢運に至っていないようで、林地の現況把握も充分とはいえない。

② 管 理 組 織

堅壁者 → 年廬 → 臨時廬 の形で年廬は、ノノ年位勤務して
いる者達である。

労働の状況は 年度(常用)は下列男2人月28日稼働(年
延480人) 找出1人(伐採夫5人、出材夫1人)月20
日稼働 年延240人、合計3320人である。

臨時には田園、和歌山から20人(月務勤20日)を受け入れたが、設備不良のため殆どし、現在はいない。

賃金は、育林1日1200円(日給)、伐採・搬出1500円(功程払)。

③ 整理

大根張記録で、税金関係もあつてか収支の状況は明らかにすることは出来なかつたが、自己山林から800石、他人立木買取素材生産10000石で、それによる年間の純所得は200万円ということである。

IV 輕信者の意見

木材の需給と価格の長期見通しがつかぬため、造林意欲の減退
するおそれがあるという。

その7 M. N. 氏

一 調查對象者

- ① 氏 名 (略号) M. N. 氏 (十津川村字西中)
 ② 所有山林の所在地
 追西川流域 (十津川支流)
 ③ 兼営事業 : — 米酒醸造商
 役 職 : — 十津川村西川区才一森林組合長

I 所有山林の現況

- ① 面積 実測 108 ha
② 田地数および分散状況

10数団地に分散。主として小坪瀬(西中より約5km)に存在し、50ha 18haの団地の外、10ha未満の小団地が10数ヶ所に分散している。

- ③ 主要樹種とその面積割合

N — : 80% { スキ 70%
 ヒノキ 10%

L — 120 站 (林種甄選不可能地)

なお小坪類は地位上は属し N 70%、L 10%である。

- ④ ⑤ 抹令構或剔面磚，舊磚

	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XV	計
N 面積 (4a) 面積 (2a)	791 (191)	177	2660		217	285	362	420	223	102	750	3051 (171)
			3762		110	757	3005	274	1700	1020	5250	22078
L 面積 (4a) 面積 (2a)	213		250	218	2434	413		230				3558
			250	27	3884	915		500				5836

(注) 1 は、マツ、ヒメ、ツガ

計 { 面積 14607
面積 27934

⑥ 農 地

水 田 2アール（小作させている）

畑 地 10アール（内、4アール苜蓿、3アール野菜畑、
3アール小作）

II 経営の沿革

明治・大正年代に約20haを所有しており、その家多少の増減があった。昭和7年頃は年々20000〜30000本の苗木を購入し、1ha当り3000本植えていた。戦後に至り約20haを購入して現在の規模となった。

IV 育 林 生 産

① 苗木の調達

38年には、地元購入苗7000本（ヒノキ70%、スギ30%）、自家育苗4000本（スギ50%、ヒノキ50%）計13000本であった。購入苗および自家育苗の種子は森林組合を介して入手した。自家育苗の労賃は1人/日男1200円、女600〜650円。

② 地 場

し樹林は林種転換不可能地にあるので再造林が主である。その場合の地場は筋川を等高線状に行なう。工程は1ha当り7人。

③ 植 付

時 期 — : 3月〜4月

植栽本数 — : 1ha当り6000本（以前は3000本植えてあった）。38年には新植4000本、補植7000本。補植は疎植して失敗したところに行なったものが多く、密植すれば補植を要しないと経営者はいう。工程は新植1人/日250本、補植は150本である。

④ 下 刈

時 期 — : 4月〜8月に行なうが、人手の関係で遅れ怠になることもある。

5年目位まで毎年1回行なう。

功 程 — : 1ha当り18人（造林小屋があるので食糧運搬も含めて）。

⑤ 整 切 り

下刈のと同時行なう。

⑥ 除 伐

手遅れ造林地に30年生のとき、本数で約20%行なう。
1ha当り1人

⑦ 枝 打

⑧ 保 護

⑨ 施 肥

は行なわない。

不便な所に試験的に行ない固形肥料の袋程度を施したが、成績は不明である。今後は里山で実験する意向だという。

V 販 売

① 間 伐 間 伐 材

間伐は20年目、25年目に行なう。奥地では採算のとれる（林道から5km以内）場所以外は行なわない。熟練者を雇い「引」と称する毎木調査をする。この賃金は1日2000円〜3000円である。

② 主 伐 主 伐 材

伐期は25年〜50年で、最近20年間に12000石、年平均600石を伐採している。平谷部急の下流の二津野ダム建設（昭和25年）まで伐続によったが、この時代には可なり多量に伐採したこともあった。材積測定については間伐の場合と同様。

③ 伐 木 搬 出

経営者自身行なったこともあるが、現在は森林組合に生産委託している。運輸のため林道を更に2km延長の予定（公共林道）である。

伐木運材にはチェーンソーも使用している。

伐採から林道までノ石当り400円、新宮市場までの運輸300円計700円の経費を要する。

④ 販 売 方 法

入れて立木処分したことあり、素材生産まで行なったことあるが、現在は主向伐材と森林組合に生産委託をなし、森林組合の手数料（新宮市売市場での売上額の15%）を差引き決済とする。代金決済の方法は森林組合自身木材協同組合のメンバーであるので、本協の場合と同じである（売却の翌日40日手形）。

経営者の受け取る立木価格を計算すると、

$A = 4,200$ 円（これから森林組合の手数料を差引くと4140円）
 $x = 1/3$, $r = 10\%$, $B = 700$ 円, $f = 0.75$, であるから、 $x = 2500$ 円となる。

⑤ 市場・価格に関する情報

十津川木協の新宮市売市場での現実取引の資料による。

⑥ 資金調達

自己資本による。

Ⅶ 管 理

① 林地境界調査、経営案作成

この経営者は森林組合長の役職にあるとは云え、米酒雜貨商と營なんであり、現在は財産保持的に林業を経営している。また境界調査、経営案作成も未着手であるが、しかし大規模所有者中に林地境界、森林蓄積の確認の気運が盛り上がりつつあるので、この経営も速からず実施するものと思われる。

② 管 理 組 織

経営者 → 年雇 → 臨時雇 で推付、下川のため年雇として地元男2人、和歌山男3人を置き、臨時雇として苗木運搬、植付、下川に男3人、女子人位を雇用し、年同延2500人と推定される。

賃金は小坪額では味噌、植栽経営者負担（男1200円、女

700円（但し農業では600～650円）。

③ 経 理

大幅減による。林業収入150万円、商業収入70万円、思給20万円（経営は元学校教員であった）計240万円。支出は林業支出50万円、商業支出（人件費）23万円、税50万円（所得税25万円、村民税25万円）計123万円であるから差引117万円が赤字に回られるわけである。

Ⅶ 経 営 者 の 意 見

四川才一森林組合での林業経営上の意見は大体次のようである。

① 森林規格の材費計算が実行出来るようにすること。十津川村では売手は直至5分止め、買手は寸止めで測るので売手は損をするということである。

② 木材の需給と価格の長期見通しに基き、林業政策を望む。そうでなければ、林業のような長期産業の継続に不安をもつようになる。

③ 税制の問題

経営案編成による計画的な伐採と税の対象となるからという山持ち全額の方がある。

④ 労働力の確保

若い労力が逃避する傾向は国直間通により顕著である。したがって、山林労働者の厚生福利施設など確保対策を充分考慮されなければならない。

⑤ 不在地主の問題

近來県外特に和歌山県の不在地主が増加する傾向にある。

この問題は前記諸問題と相関連するもので、村内林業家が安定した経営が可能である諸条件の具備が望ましい。

その8 T. M. 氏

I 調査対象者

① 氏名(略号) T. M. 氏 (十津川村大字折立)

② 所有山林の所在地域

神納川流域(十津川支流)および十津川流域

③ 経営事業: — なし

役 取: — 奈良森林開発K. K. 取締役

II 所有山林の現況

① 面積 実測 755 ha

② 団地数および分散状況

80数団地に分散し 神納川 755 ha. その他 200 ha
(小井親之谷, 湯之原などに80数団地).

③ 主要樹種とその面積割合

① 神納川 (755 ha)
(除地 14 ha 2 箇所)

{	N — 40%	{ スギ 80%
		{ ヒノキ 20%
{	L — 60%	{ 保護樹帯 10%
		{ 林種転換可能地 70%

② その他 (200 ha)

{	N — 70% (主として戦後の植林)
	L — 10%

④ ⑤ 林令構成別面積・蓄積

神納川流域の分を森林区森林調査を経て集計すれば次表のようである。

	I	II	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
N 面積 (ha)	38.20	150		140	455	420	10450	8210	1230	450	400	27145
N 蓄積 (立)				1072	663	4200	116720	75570	14300	4500	5200	276005
L 面積 (ha)												
L 蓄積 (立)												

	I	II	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	XI	XII	計
N 面積 (ha)			300	5700	7620		30760					41340
N 蓄積 (立)			750	17865	27142		15840					208517
[注] 前記 N, L の面積比率はこの調査数字によつたもので、経営者からの聴きとりでは逆に N 60% L 40% になっている。												
												面積 7552
												蓄積 504520

⑥ 農 地

なし。多少畑地を有したがダム建設により水中に没した。苗畑は住居の近くにあったが、これも同様である。

II 経営の沿革

現在の山林の大部分は明治末期から大正初期にかけて入手したものである。材木商を営みながら林地に植林としていた。大正5年先々代のとき育林家となり、先々代(当主の祖父)は木材で儲けた資金で酒造(“三”印の家号)を始めた。先代 G には兄弟2人あり、長男 G が専ら伐出を、次男は新宮市場との作業連絡を、三男は新宮で材木問屋を営んでいた。戦後更らに 20 ha ほど買いたし、現当主(昭和30年に養子に入る)の経営するところとなった。

IV 育林生産

① 苗木の調達

年間14万本の苗木を調達。村内苗30%。三重県苗70%で、三重県のヒノキは十津川の林地に適する。昭和35年度まで三重県苗が主であつて、神納川では37年までは1万~2万本の自家養苗をしていた。38年は人手の都合で作らなかったが、今後は植用に年間2~3万本を作る予定である。

② 地 務

伐採の翌年10月~12月に1 ha 当り35人を投入し、全川の上野高森林に「筋寄せ」をし、急峻な箇所では杭打ちも併

せ行なう。これは筋川による失敗からとり入れた方法で、下川の節約と密植の便とを担ったものである。至急者はこれを丸田式地摺と称しているが、これは和歌山県東牟婁郡本州黒紙のやり方をとり入れたもので最も至急的であるという。

③ 植 付

時 期 — : 7月~8月

植 栽 本 数 — : 国道、林道の開通により小丸太の処分可能となったため最近（昭和35年以降）は1ha 当り5500本~10000本（流通に依存した時代は3500本）である。それでは川上村のみ5000~10000本に数えると、その1割位である。年間林産振換を合めて20~30 ha 植栽している。補植は神納川のみ。その他は15~20%である。

神納川は土壌が深く活潑とよいか、植栽後3年位はスキの上で成長が思わしくなく、4年目位から急速に伸び始め1m以上の成長を示す。至急者もこれを苗種的性質と考え、今後育種についても充分留意したいという。

功 程 — : 1人/日神納川300~500本その他地区では170~200本である。補植は100本。これは神納川では熟練した人夫が行なうためという。

④ 下 川

時 期 — : 4月~8月 で植栽した年は行なわず、2年目から8年目まで毎年1回である。

功 程 — : 1ha 当り1人、普通の鎌を使用す。労働者に機械の知識がないため下川機を導入しようとしたが実現しないでいる。

⑤ 蔓 切 り

下川のとを行なう。

⑥ 除 伐

従来は行なわなかったが、今後密植のやりとともに行なうことになる。

⑦ 枝 打

行なわない。

⑧ 保 護

防火線と切る程度である。

⑨ 施 肥

4年前から神納川で2 ha、その他で2 ha ほど試験的に行なっている。これは補植した箇所に0.1 ha 当り20 kg 程度であるが、今後には新植後2年目、3年目に住友化成（スーパー）を年間4500 kg（30 kg 150袋）を施肥する。

V 販 売

① 間 伐 間 伐 材

30年生に行ない、年間600~700石の間伐材を出す。選木および林産測定は仙師上りの熟練者に委嘱する。

② 主 伐 主 伐 材

伐期は60年とする。現在はNの伐採は年間4000石程度であるが、将来は伐採を相当程度増す予定である。選木・材積測定などは間伐の場合と同様である。

③ 伐 木 搬 出

素材（神納川外10ヶ所は直営生産）または立木で処分し、素材の自己生産は雇用労働で行なうが、いわゆる市場までの運輸まで一貫的になすのではなく、山地素材売りである。元々素材生産業であったときと後流は危険負担が大であるので行なわなかった。その後林地を集積して育林に向けた先代の考え方を継承し、少なくとも今後数年は伐出から運輸まで含めた一貫作業は行なわない。しかし将来育林（主として林産振換）が一段階落した後一貫作業に踏み切る方針という。

伐木・造材にチェーンソー2台を昭和35年に入れたが、燃料の問題でやや普及しない。

次に伐出に要する至急であるが、この至急は神納川外本範囲に事業地が散在しているため適切な推定は困難であるが、大体

ノ石当り伐採から林道まで450円、市場（榎原または新宮）まで350円、計800円とみてよい。

④ 販 売 方 法

素材売り70% 立木売り30%であり素材生産業者に処分して、榎原市売市場へ70%、新宮市売市場に30%の割合で出される。 $X = f \left(\frac{A}{1+Kf} - B \right)$ において $f = 0.75$ 、 $A = 2300$ 円、 $K = 1/2$ 、 $B = 0$ 、 $B = 800$ 円とすると $X = 2530$ 円で経営者のいう2500円～2800円という立木価格に合致する。

当経営の作業で自分の事業の6割位行なう業者2人を含めて約17人がこの経営に関している。その中で大きいのは和歌山の石井商店である。

⑤ 市場 価格に関する情報

榎原、新宮両市場の現貨取引の情報を木材共同組合を通じて入手する。

⑥ 資 金 調 達

全部自己資金による。

Ⅶ 管 理

① 林地境界調査、経営策作成

先ず神朝川750haの区域について和歌山造林K.K.に委託して進めている。38年中には出来る予定であるが、航空写真の複写などを含めて請負額は35万円である。

地の団地はこの出来栄をみてから進める予定である。

② 管 理 組 織

経営者 → 補助者（番頭） → 山守
（1人） （7人）

の形であり、番頭（S）は先々代に70才のときから仕えた老人（70才で現在は隠居している）の息子で30才の働き盛りである。経営者は年に2回位しか現場を見廻らす。殆んどがこの番頭任地で、山守7人は下川、手入、見廻わりなど行

なっており、吉野地方の山守のような権限を有するものでなく、単に労働者兼山番程度のものである。

この経営は全部雇用労働に依存し、年産は補助者を含め20人（補助者1、山守7、伐採夫5、その他5）と計算され、延5500人である。この場合伐採夫は年稼働200日、他は平均300日とする。臨時雇は植付、下川に雇用し延3000人という。

賃金は伐木1人/日2000円（功程1日/10石）、その他は男1100～1200円、女700～800円である。労働者は長期にわたり雇用しているものが多く素質は良好である。また林地見廻り用としてバイク1台を備えている。

③ 経 理

大槪概略的な記載である。年間収入1200万円、支出は林業支出20万円（一般管理費120万円）、税200万円（相続税30万円を含む）計1020万円であるというから、差引180万円が大槪把にいつて家計費ということになる。

Ⅷ 経 営 者 の 意 見

林業企業的经营の方向に進みたいという。

この経営者は新次地位の所屬な林地を処分し、生産性の高いものに代えて行く方針である。現在裸地で5万円～7万円である林地（ヒノキが植えてある）には肥料を与え外見を良くする等の工夫までしている。

林業経営上の問題としては、やはり税制で、現在の控除率30%が40%位になれば林業投資が促進されるとみている。

その9 S I 氏

I 調査対象者

① 氏名 S I 氏 十津川村内原

② 所有山林の所在地

滝川流域

③ 兼営事業

農業、役員員としては森林組合理事をやっている。

II 所有山林の現況

① 面積 見込 300 ha

② 田地数および分譲状況

滝川流域にかなり集中的に存在している。

③ 主要樹種とその面積割合

スギ ヒノキ 50%

サツ 50%

④ 林令構成別面積割合

10年生以下 40%

10～40年生 30%

40年以上 30%

⑤ 苗 種

参考のために奈良県森林計画資料により同氏の所有する1部の森林について、樹種別 令級別の面積および蓄積をみるべしとのとおりである。

面積	I	I	II	IV	V	VI	VII	VII	無立木地	計
N(スギ)	133	280		120 (400)	260 (320)	250 (279)	151 (4870)	260 (2200)	235	1463
L(サツ)				1562 (1557)		2625 (2055)				4187

この表にでてくる総面積は約47haで、同氏の所有する山林の極く一部にすぎず、これによって同氏の所有山林の全貌を知ることにはできないが、このように同氏名義の所有山林がすくなくでてくるのは、同氏の所有する大部分の山林が共有であるためである。

⑥ 農 地

水 田 2反

畑 1反8畝

II 経営の沿革

もと栗平に住んでいたが、明治の初期に山津波に遭遇し、家屋の被害を受けた結果、現在の宇興里に移住した。当時がらかなりの山林を所有していたが、祖父が木材業を営んで儲蓄し、現在当主の所有する大半の山林を購入した。当主が家を継いだ後、戦後になって（昭和25～26年頃）若干の山林を不在地主より購入した。当主の代になってから木材業をやめて育林業に専念している。

IV 育林生産

① 苗木の調査

連年5町歩程度の造林をおこなっている。5町歩のうち林種転換造林は2町歩ほどである。所要苗木2万本は全部自家生産である。

② 地 場

縦列は枝葉群を束にし地持する、縦列に地持する利点は ①石が途中にとどまることなく、下に落ちてしまうこと。②ササキは横に走るの、縦列に地持しておくと、それにふっかつかつて地に移動せず被害を阻止することからであること、である。ただし通風上の欠点があるといふ。所要労力はスギ、ヒノキ跡地においては5人、杉林跡地跡地では20人である。

③ 植付 補植

時期は3-4月。1人/日 200~300本程度植付。補植は10名程度。

④ 下 刈

植栽後1年間は毎年1回、その後3年間で1-2回。時期はできる時には1年中いつでも実行している。工程は1ha 10人、賃金は1人/日男1000円、女700円。作業方法は全刈。

⑤ 蔓 切 り

特別にやらないが、目についたときおこなう。

⑥ 枝 打

実行していない。

⑦ 除 伐

植栽後5年頃に、冬期おこなう。

⑧ 保 護 管 理

特別にやらない。

⑨ 施 肥

やらない。

V 販 売

① 間 伐

20年生頃から間伐を開始し、その後5年間で3回実施する。間伐は木肌をみて成長の悪いもの、あるいは葉のなる木等を対象とし、さらに間合を加味して選木し、おこなう。間伐木の配置は立木のままで価格と材積を決定して販売する。

② 主 伐

伐期50年を目標に、主伐目的としては生活費と林業経営費の獲得の2つである。

③ 伐 木 運 搬

立木で販売しているため、自分では伐木、運搬をやっている。

④ 販 売 方 法

村内の木材業者へ販売している。

⑤ 市 場 価 格 に 関 する 情 報

五条の原木市場と地元の販売事例より情報を入りしている。

⑥ 一 貫 経 営

祖父の時まで素材生産をやっていたわけであるが、S.I氏になって素材生産をやめた。この理由としては

① 昭和24年の時、台風がやってきて、たまたま自分のところで素材生産をやっていた木材を流出したこと（現在はトラック輸送になったので、この種の危険はすくなくなり、条件はかなり変わったと思われるが——調査者）

② 素材生産は繁雑であり、それにエネルギーを頼けると育林事業がおろそかになること。

③ 税務所は素材生産をやると目を付けること、の三者である。

⑦ 資 金 調 達

自己資金

VI 管 理

① 林地境界調査、経営者作成

正確な林地境界調査と経営者作成をやっていない。

② 管 理 組 織

特別の管理組織はとっていない。

③ 経 理

大橋帳形式で記帳し、自分で収支計算をやっている。

④ 労 務 管 理

労務者は常雇1人、臨時雇2人をやっている。全部日給で男1000円、女700円ほど支払っている。

VI 経 営 者 の 意 見

相続税について充分の考慮を払ってほしいと思う。

その10 S. H 氏

I 調査対象者

① 氏 名 S. H 氏 (60才) 十津川村永井

② 所有山林の所在地

迫西川流域

③ 兼営事業

木材業、役取員としては村会議員をやっている。

II 所有山林の現況

① 面積 見込 80 ha

② 団地数および分散状況

迫西川流域にクワ所の団地に分散して存在している。

③ 主要樹種とその面積割合

スギ ヒノキ 50%

サツ 50%

④ 林令階級別面積割合

10年生以下 50%

10~40年生 20%

40年以上 30%

⑤ 蓄 積

参考のために奈良県森林計画資料により同氏の主な所有森林について、樹種別、令級別の面積および蓄積をみると次のとおりである。

令級別 面積	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	X	伐跡地	計
N (スギ)	2400	240	157 (373)	151 (427)	257 (307)	225 (1046)	204 (476)		101 (117)		155	3507 155(434)
N (サツ)		225						200 (40)		223 (0.5)		255
L (サツ)		150 (100)	210 (10)	151 (25)	258 (47)	165 (375)						523

⑥ 農 地

水 田 3反

畑 1反

II 経営の沿革

S. H 氏は本来木材業を専業に営んできたが、戦後のブームの中で資本を蓄積して、現在所有する約80 haの森林の大部分を戦後になって購入した。したがって現在の経営内容も、木材業が主で自分の山の育林部門の経営は従であるように考えられる。

IV 育 林 生 産

① 苗木の調達

現在、毎年、林種転換を5町歩程度、再造林を1~2 ha やっている。1 ha 当り4000本植栽として、約3万本程度の苗木を必要としている。この所要苗木の中1万本は自分のところで育苗したものをつかい、のこり2万本は付内よりスギ1本1万円ぐらいで購入している。

② 地 游

自分のところの労働者の暇の時、いつでも随時にやっている。林種転換の場合にはバルブ用材にならない小径木は伐らないで残しておき、その間に1本植栽の簡単な地游をおこなう。このようにして植栽した場合、苗木の生長には害があるが、しかし雪害をうけないといった利点をもっているように思われるという。

所要労力は、1 ha 当り5~6人である。

③ 植 付

時期は3~6月、1人/日200本以下を目安として丁寧にこなす。能率よりも活着とその後の生長を意図している。補植は毎年ほぼ10%以下ぐらいのところでおこなっている。植栽本数は最近まで3000本、現在は4000本にしている。賃金は男1200円女700円。

④ 下 刈

植栽後4〜5年間は毎年、その後隔年に2〜3回おこなっている。

時期は4〜5月、1ha 当り10人、全川で横に刈っている。

賃金は男11000円、女8500円

⑤ 菱切り、除伐

特別にやっていない。

⑥ 枝 打

スギ、ヒノキについてやっていない。

やらない理由は、ノコの横割にしたがっているということと、目下、植林に力をそそいでいることによる。

ヒノキについては枝打はやった方がよいとは考えている。

⑦ 係 養

とくにやっていない。

⑧ 施 肥

やっていない。

⑨ 整 理

特別にやっていないが、颱風後といった特別の場合には見まわりをおこなっている。

V 販 売

① 間 伐

植栽後2〜3年頃には、間隔とか生長具合等を斟酌してノコっている。

② 主 伐

主伐は50年頃を目標とし、主伐面積は生活費、林業経営費の獲得に配慮して決定する。

③ 伐 木、運 搬

木材業に経営の重点がおかれ、大体自分の山の素材生産4〜5000石、他人の山を対象にして5000石ほどの素材生産をおこなっている。現在、植林から素材生産までのプロセスを

含めて常時15〜20人ほどの労働者を雇用している。労働者は組を結成しており、仕事は素材生産については組単位の請負でやっている。

機械は素材搬送3台、チェーンソー4台、トラック（ダンプ車）1台所有している。チェーンソーはスギ、ヒノキの伐採には使用されていないが、これは慣習とチェーンソーを使つての伐木技術の未熟さに起因していると思われる。

④ 販 売 方 法

大阪の原木市場に全生産量の40%を、五條、下市方面の製材業者と市売市場にのこり60%を出材している。原木市場に出材する場合には、最悪の場合には、自分の寸換した材積よりトラック1台当り（10m³前後）10%位少なく減らされる可能性があるので充分注意しているという。

⑤ 市 場、価 格 に 関 す る 情 報

市場出荷を通じて情報入手している。

⑥ 一 貫 経 営

自分の経済生活を拡大的に考えて行く場合、素材生産活動にまで当然手をだすべきであると考えている。

⑦ 資 金 調 達

VI 管 理

① 林地境界調査、経営集作成

現在、自分の山の実測をおこないつつある。目下は積極的に植林に集中しており経営集作成までにはいつていない。

② 管 理 組 織

特別の管理組織はない。自分でやっている。

③ 経 理

大帳簿形式で1山毎に関係事項の記録をおこなっている。

④ 労 務 管 理

常雇、臨時雇ともに保険をかけている。自分の所有する山は

かなり山奥にあるので植林、下刈ともに小屋掛をしなければならず、この場合、小屋掛費用の提供、ランプ、トランジスターラジオの貸付、さらに前述したことを賃銀のほかに燃料と調味料を提供している。

Ⅵ 経営者の意見

木材の規格化、木材価格安定政策の採用、木材取引税、所得税ならびに相続税といった諸税に対する再考慮等の問題を提起した。

そのII K K 氏

I 調査対象者

① 氏名 K K 氏 (57才) (十津川村大野)

② 所有山林の所在地

大野川流域

③ 兼営事業

農業、木協と森組の理事

II 所有山林の現況

① 面積 見込 110 ha

② 田址数および分断状況

大野川流域に550 ha はかりまとまって存在している。のこり50 ha は平谷にばらばらまとまっている。

③ 樹種別、令級別面積ならびに蓄積

奈良県森林計画資料によるK K 氏の所有森林の樹種別、令級別面積ならびに蓄積は次表のとおりである。

樹種 \ 令級	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX
N (スギ・ヒノキ)	3217	131	1175 (2274)	1472 (7707)	1118 (5084)	2168 (15302)	3800 (22103)	1068 (9708)	618 (7088)
L (ナツ)	220	370 (77)	25 (80)	370 (871)	245 (100)	1435 (5830)	1245 (6551)	1840 (8205)	1850 (7100)

樹種 \ 令級	X	XI	XII	XIII	XIV	XV以上	計
N (スギ・ヒノキ)	1540 (14870)	660 (360)					22007 (84578)
L (ナツ)	6670 (41400)		22062 (153775)		220 (1650)	8500 (32200)	22261 (20775)

(註) 括弧内は蓄積

サツ林が約400haと圧倒的に多い。このうち10haほどは産茸用材林である。スギ、ヒノキの人工造林地は約200haほどであるが令般と高い森林が多く充実した産産内容をもっている。

④ 農 地

水 田 5反
畑 2反ク畝

水田ノ反歩当リ1500kgの生産力をとっているという。

Ⅱ 経営の沿革

昔から森林をある程度まで所有していたが、本格的に森林の購入を始めたのは祖父の時からたそうである。祖父は大正初期から購入を開始し、昭和15年頃までに現在の所有森林の約80%ほどまで購入を終った。この購入資金は木材業から得られた。その後、KK氏が跡を継ぎ、25~30年頃に亘って、のこり20%の森林の購入をしたという。購入相手は主に村外所有者であった。

Ⅳ 育 林 生 産

① 苗木の調達

最近における年平均植林面積は約3~4haほどであり、このうち20%位は林種転換である。1ha当りの植栽本数は4000~4500本であるから年所要苗木本数は12,000~13,000本くらいである。この所要苗木の80%を自家育苗し、のこり20%を村内から調達している。

最近における苗木代は3年生のものが1本7円である。

② 地 権

費用の点で、とりわけ地権はしていない。

③ 植 付

時期は3~6月におこなう。工程は1日150本で丁寧にやらせる。賃銀は男1500円、女800円を支払う。

④ 下 刈

植栽後5年間は毎年1回、その後隔年毎に2回くらいおこな

う。時期は6~7月で、工程は1ha10人程度、賃銀は1人1日1000円程度で主に請負でやらせている。

⑤ 養 切 り 除 伐

下刈の時、同時にやる。

⑥ 枝 打

スギ、ヒノキともやっていない。

⑦ 休 養

とくにやらない。

⑧ 施 肥

やらない。

Ⅴ 販 売

① 間 伐

植栽後20年頃と25年頃に2回ほどやっている。選木は経営者自らおこない、さらに伐木、市場出荷と労働者をつかって自分でやっている。間伐の目的は以前は、よい木と選んだが最近では主に立木をととのえることに主眼をおいている。

② 主 伐

伐期はスギ、ヒノキについては主に40~50年くらいで、連年3~4ha程度の森林を伐採している。サツ木はパルプ用材として王子製紙に販売している。伐採の目的は、オノ目的として生活費の獲得にあるが、最近では所有森林が連年一定の面積だけ伐採できるように法的な令般状態になるように配慮しく伐採箇所と面積を選んでいる。

③ 伐 木 運 搬

自分で自分の山の伐木、運搬をやり、さらに木材業(年間自分の山の分をまとめて1万石程度)をやっている。集材機(1台30万円)2台にチェーンソーを2台持っている。これはカブトン車トラックに名義を借している。チェーンソーはスギ、ヒノキの伐採には伐倒木の伐口が立たなくなるので使用せず、主にサツ木の伐倒に使用している。

④ 販売方法

素材のかたちで 新豊（全体の30%）、五條方面（70%）の原木市売市場に出荷している。

⑤ 市場、価格に関する情報

原木市場への出荷を通じて市場、価格に関する情報を得ている。

⑥ 一貫経営

次の理由により一貫経営を行なっている

(イ) 素材生産をやることにより一層の利益をもつことができること。

(ロ) 夏期などにおいて雨が降って伐木、運材作業が危険である場合に、下川、その他の森林関係の仕事をやってもらえること。

⑦ 資金調度

全資金の90%は自己所有のものであるが、のこり10%くらいは南都銀行より日歩2銭の程度で借入れた資金を使用している。

VI 管 理

① 林地境界調査 経営案作成

最近、林地境界調査ならびに経営案作成の必要性を感じて、100万円程度の金を投資して、コンサルタントに依頼した。

② 管理組織

森林経営に対する特別の管理組織はもっていない。

③ 経 理

該社方式はとらず大福帳形式によっている。23年前までは法人組織にしておったが税理士が移転したために、個人組織にもどった。

④ 労務管理

伐木、運材作業（木材業を職業的にやっているが、自分、ところの山よりも他人より購入した山を主に対象にしている）

と自分の所有する森林の育林作業を遂行するために常雇17人の労働者をかかえている。

これらの労働者は5班に分けられている。各班には一人ずつ代表者がいる。労働者の年齢は最高57才くらいで、大部分30才以上である。20台のものは2人いるにすぎない。

労働者は兼業の者が大部分である。仕事は各班の班員であり、1日1人、1500～1600円程度が目安となっている。

VII 経営者の意見

① 森林組合については、村の中にはアカ所存在している組合の合併を希望している。

② 税制については、相続税についての再考を要請している。

その12 R M 氏

I 調査対象者

- ① 氏名 R M 氏 (36才) 十津川村内原
 ② 所有山林の所在地 滝川流域
 ③ 兼営事業 養蚕、採取員としては内原の従代をつとめている。

II 所有山林の現況

- ① 面積 見込 80 ha
 ② 団地数および分散状況 滝川流域に10数カ所分散して存在している。
 ③ 樹種別、令級別面積ならびに蓄積

奈良県森林計画資料によるR M 氏の所有森林の樹種別、令級別面積ならびに蓄積は次表のとおりである。

令級別 樹種	I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	IX	無立地	計
N (スギ・ヒノキ)	110	458	356 (1042)	238 (840)	670 (2575)	430 (12630)	506 (3265)	210 (100)		453	3231
N (マツ・ミツカツ)	223							240 (240)			463
L (サツ)	230	405 (405)	405 (408)	119 (303)					1056 (4750)		2215

(註) 括弧内は蓄積

つまり総面積 5507 であり、このうちスギ・ヒノキ林が約 57% で、のこりの大部分がサツ林となっている。スギ・ヒノキ林については全部が令級以下で、それほど高令級の木は存在していないが、令級分布はある程度まで適正な分布をなしていることが注目される。

④ 養蚕

水 田 3反ノ畝
 畑 2反ノ畝

III 経営の沿革

明治以降、ほぼ現在所有している森林の大部分を所有してきている。戦後には2町歩程度購入したにすぎない。

人工林化を積極的に遂行するようになったのは祖父の代からであるという。素材生産は昭和33年以降になってやり始めている。

IV 育林生産

① 苗木の調達

最近の年平均造林面積は2町歩ほどであるが、このうち1町歩は林種転換である。2万本の苗木のうち自分のところで約70%を生産し、のこりを村内から購入している。自家生産の苗木用種子の20%は自分のところで採取したものであり、80%の種子は組合より購入している。

② 地 拵

地拵は縦におこなう。この理由は山が急峻であるために下より上に向かって植林して行くので、縦に地拵して行くことが妥当である。

時期は主に1～2月。所要労力は伐採跡地で1ha当り5人、林種転換跡地で10人である。賃金は男1000円、女1000円である。

③ 植 付

時期は3～4月。1ha当り4000本植栽。工期は1人1日300～350本程度を目標としている。補植は10～20%である。

④ 下 刈

植栽後5年間毎年1回、その後3年間隔で2回おこなう。

時期は4～8月の3カ月間、1ha当り7人の所要労力で縦に全刈する。

⑤ 葉切り 除伐

下川のとさ実行する程度である。

⑥ 枝 打

実行していない。

⑦ 保 護

虫害はないが熊の被害はかなり多い。しかしとりわけ対策をおこなっていない。

⑧ 施 肥

今年試験的にノミ歩位に亘ってノ回ほど施肥してみた。また効果はみられない。

⑨ 管 理

とりわけやっていないが、年ノ回位は見廻っている。

V 販 売

① 向 伐

20年 30年 40年頃と30目位おこなっている。

② 主 伐

50年生主伐を目標にしている。主伐の目的は生活費と造林費の獲得とを同じ程度のライトで考えている。

③ 伐 木 運 搬

自分のところの生産材を2000石以外に世人の山を対象にして20000〜25000石ほど素材生産している。このため集材機ノ台を所有し、皆殺必人ほどの伐木夫を雇っている。このうち完全な常雇はノ人である。伐木、運搬については請負でやらせている。

④ 販 売 方 法

素材のかたちで5本の原木市場に50%、下市の原木市場に50%出材している。

⑤ 市 場 価 格 に 関 する 情 報

随時、電話で原木市場にきいたしている。

⑥ 一 貫 経 営

すでにふれたごとく昭和33年になって素材生産活動を開始したが、この理由は次のとおりである。

④ 道産材の完備と原木市場の開拓により 比較的容易に素材生産活動ができるようになったこと。

⑤ 自分でやまは木材業者の収得分だけ（昭和33年頃30%を現在20%と推定される）獲得できること。

⑦ 資 金 調 達

全資金の半分は自己資金、のこり半分は銀行と原木市売必社から借用している。

VI 管 理

① 林地境界 経営案作成

自分で大体目安で心得ている。将来は正確な境界査定等を実行しようと考えている。

② 管理組織

特別にはない。

③ 経 理

太福帳による経費の整理をやっている。

④ 労 務 管 理

下川と伐採については石当りノア〜ノ40円程度で請負せる。

常雇といわれるものはノ人であり 特別の労務管理はやっていない。

VII 経 営 者 の 意 見

県の方では、とっと育林、素材生産に亘って専門的指導をおこなってほしい。なお造林補助金はさるものかな 林道補助金の増加を期待したい。

その13 K.T氏

I 調査対象者

① 氏名 K.T氏 (76才)

② 兼営事業 民取

現在はいづれとなく

II 生産基盤の現況

① 経営山林

④ 面積 4.2町

⑤ 田地数と分散状況

4.2町の山林は、そのうちの40%までがT家所在の山崎部郷に残り40%が山崎部郷に隣接する小森および池尻部郷に存在している。田地数は、山崎部郷所在山林が20、池尻部郷所在山林が10となっている。ともあれT家の山林は、自宅から1~3kmの範囲にまとまって存在しており、このことが後でふれるように(V-⑥)T家の林業経営の歩みに影響を及ぼす要素の一つになってくる。

⑥ 主要樹種、林分構成、蓄積

T家の山林4.2町を針葉樹林にみると、前者(N)が2.1町(50%)、後者(L)が2.1町(50%)、この他、町(30%)の未立木地となっている(もつとも、ここでも5年前に調査した県の森林図をも参照しているため、未立木地面積は現在とかなり異なっていると思われる)。上述した2町の針葉樹林のうち間伐の対象になりそうな20年生以上のものは1.7町で約6割を占めている(樹種は主にスギ)。

森林蓄積は、上述の森林図によると全体で約17万2000m³となっており、その内訳は、針(N)が1万5000m³で70%、広(L)が4200m³で20%となっている。(付表参照)

付表

林分別 面積(町) 蓄積(m³)

林分	K.T氏 経営山林										合計
	1-5	6-10	11-15	16-20	21-25	26-30	31-35	36-40	41-50	51-60	
N	町 1.50 (4)	0.15 (755)	3.05 (755)		2.23 (724)	6.11 (2255)	3.77 (2226)	0.00 (2350)	0.56 (1200)		町 12.05 (27500)
L	町 1.37 (4)	0.55 (55)	2.22 (255)	0.40 (80)		1.70 (270)	3.55 (1265)				町 5.79 (1725)
合計	町 1.37 (4)	0.70 (55)	5.27 (1010)	0.40 (80)	2.23 (724)	7.81 (2255)	7.32 (2271)	0.00 (2350)	0.56 (1200)		町 17.81 (17225)

森林図より作成

II 経営の沿革

明治の中、後期においてK.T氏の先代は、タバコ栽培(当時換金作物として全村的に広まっていたという)、および山仕事(稼ぎ)に出る一方、「時間を惜んで」自己の山林の造成(植付、手入れなど)に努めた。K.T氏はこのことについてさらに、つぎのように話をつづけていた「子供の頃、しばしば先代より、釣をする時間があれば山に伊けといわれ、よく山の仕事に連れていかれたものだ。先代の山好きが幼い頃より自分にも影響を与えてきたらしい」と。

前述したT家所在の山崎部郷には、その当時より数人の熱心な植林家(とうせえK.T氏の先代も含まれる)がいた。現在そのなかの一人N家は、十津川村でも屈指の山林面積を有しかつ経営にのりだしている(なお、今日の調査では、都合によってこのN家を調査対象にできなかった)。

K.T氏は、大正期よりT家の林業経営にたづさわっており、大正一昭和期のはじめにかけて氏の手によって育てられたものが、前にもふれたように、現在T家の山林の中心をなしている20~30年生の林分約1.7町に達している。

昭和の初期、K.T氏はまた、兼営業者とも営みはじめた。その

発端は、氏がかねてより「林業だけに頼らなければならないとな
ると、材木〔素材業〕を扱わないと収入が少い」との判断にた
ったことにある。この問題について氏は、さらに「子供を養育す
るためには金を作らんとしかんが、材木で取引していると金ぐり
かつくのでつづけた」と補足していた。

昭和 戦中、この時期に素材業をやめた。その理由をさうのよ
うに述べていた。素材業を営むためには伐木、運材労働者を雇入
れ、必要な食糧を確保せねばならない。しかし氏の子息は警察官
の取にあつた。そこで氏は当時の食糧難時代は、事業に必要な人
夫を、しかもそのための食糧を確保しようとするのは、いろいろな
手段をとらねばならず、そのことで氏の警察官である子息の身に
支障を与えてはならないと考えたがためであった。

IV 育 林 生 産

① 種苗、器具の調達

昨年（ヨア年）の使用苗木本数は、約3万本であつたが、い
づれも自家生産でまかなつた。今年（ヨア年）は、村内で生産
された苗木を購入した。

最近この村では、村駐在の林業改良指導員が、重点指導プ
ーに育苗技術の普及と村内における苗木需給の確立を掲げ、村
当局と協力し母樹林の選定、種子採取および苗畑経営、育苗技
術の講習会などを行つてきた。その成果のあらわれの一つとし
て、昨年頃より、上記母樹林より採取した種子による苗木生産
が行なわれはしり。（ただし、専門の苗木業者はいない）。自
家山林での余剰分を販売にまわしたり、さらに大口需要者には
前年に予約をうけて（指導員があつてい）生産計画を
立てていゝなど、苗木の村内自給体制をとつていゝつある。

上記丁家が昨年から今年にかけて苗木需給にたいしてとつた
行動は、このような村内における苗木生産体制（計画）を深め
つたがりといつてゐる。さらにいへば丁家は、今年に至り終
して育苗までをやらなくても、村内で「郷土」も同じ、優良な

苗が入手できると判断したので、その購入にふみきつた。

② 地 拵

拡大造林の場合、雑木林を伐倒する。ただしそれら伐倒木を
一定の場所に集めることはしない。これに要する経費ノ町当り
10,000円（10人概）。

再造林の場合、特別な手入れはしない（なお本村に隣接する
——五兼市の近くにある——大塚村では、再造林の場合でも用
材林の伐跡地を入念に整理しているところが多い）。

ところで、丁家では、今年、拡大造林の場合、伐倒した雑木
林をある程度づつ等高線状に廣上げる方法（「地拵」または「
筋拵」とよんでいる）によつて、一部の地拵をすすめた。この
ための経費は、前述の一般的な地拵の4倍で町当り約4万5千円を
要した。

この地拵方法は、近年周辺の国有林および最近では村内の大
規模至営者（先駆はT.M氏——至営面積ノ200町——といわ
れ、T.M氏自身これを丁式筋拵とよんでいる）によつて行なわ
れており、密植作業を容易にするといわれている。

ここで筋拵作業の先駆者といわれるT.M氏はこの地拵方法を
はじめた由末を尋ねてみた。すなわち、この村は5年前前に村
内にダム（風早ダム）ができたため、木材の輸送は従よりトラ
ックに代つてきたことや、この頃よりノミ、至程度の小丸太
需要が多くなり、さらにまた造林労働も、女子でノミを1000
2000〜3000円と次第に高騰してきた。そこで育林労働を少
くするためには、育林労働の占める最も大きい下川労働を減ら
すことが必要と考え、そうするためには密植して早く林内を根
づかひつゝ、またそのことは同時に小丸太生産といふことに直接
結びつく。そこで町廳は、植付の場合密植とし、しかもそれにつ
づく下川をとも含めて育林労働を減らすだけなく、しかも個々
の作業が全体のなかで効果的に生かされる方法を考へることが要
請されてくるわけで、そのため、まず育林作業の第一歩の地拵

作業を検討した。理想的には、川上村などにみられる全面的な地盤をすることだが、その川上村の場合は、ノ町当り3000〜10000本植栽の前提にたつての全面地盤地帯であつてこの村(十津川)では、元来疎植(3000本程度)であつており、たとえ同伐材がよく売れるようになりはじめてといへども、いま直ぐに、しかも川上村のようなまでの密植には踏み切れない。自分(丁村氏)としては、植付本数3元束この村であつてきたものと、川上村の場合のほぼ中間程度の5500〜8000本と考え、そのためには極度的な点と考慮に入れながら、結局、全面地盤までは行えないが、しかし村内の在来のものでかなり至費のかさむ筋寄方談の地帯を採用することにした。

③ 植付 補植

最近では、植付本数は、ノ町当り10000本にも達するようになった。前述の大塔村では、6000〜7000本程度で、このことは、この付近より多い。植付工程は、自分の理想論からいへば、ノ日100本でもよいから補植を最小限にとどめたい。枯死苗がくれは補植すればよいというようには直ぐに結びつけない。というのは枯死苗が多くなればそれだけ、全体の生育にひびき、また補植された苗そのものにもより一層負担をかけるようになるから。

④ 下 川

実行時期と実行期間、年ノ回夏に行ない(なお、最近年2回、秋に行なう場合もみられるようになった)。それを植付けた翌年より5〜8年までつづけている。戦前(中)までは、3時はノ西程度しか行なつていなかった。下川労賃(男)。34円700〜800(3000〜4000) 37年1000(500) 38年1200(700)。ただし()内は女子労賃、他は男子労賃。

⑤ つる切、枝打、除伐

K.T.氏が30年代(大正の初期、氏が丁家の林業経営にたつ、さわりはじめた頃)ヒノキに枝打をしたことはあつた。しかし2〜3年試みただけでやめてしまった。その理由の一つに先代が枝打することをよく思ひなかつたことがあつたからだといふ。なお、K.T.氏の説明によると、現在、大塔村ではさかんに枝打がなされている。この村では生涯者が枝打をしないと良材ができないと判断している。また、この大塔村では林地所有が上層と無所有の両極端に分れており、後者に該当する村民が、枝打した杖束を薪に使う目的で、無償で軒なっているといふ。

V 販 売

① 同伐 同伐材

50年生の立木では、いままでに同伐を平均4回行なつてきた。同伐材の大きさは、20年生で全12cm、長さ1.8mのもの一玉採材可能。それが10年生で30年生になると、全18〜21cm、長さ1.8mのもの二玉と、さらに上述の全12cm、長さ1.8mのもの一玉が採材可能になる。このように、この付近で生育する林木は、20年をすぎると急速にその肥大生長を増してくる。

② 主伐、主伐材

伐期は、現在50年。しかし林木の生長からだけみれば、10年までに延したい。30年くらいで皆伐してしまう数には、到底なれない。

③ 伐木、運材

伐木、搬出、輸送費単価(材当り)は、つきのとおり。

伐採費 550〜600円、架線架材(比較的便利のよい場合——架線——) 2200〜2500円、雜費 1100円、トラック輸送費(五集市まで輸送、積載重 7t) 1100円、合計 4750〜5300円。なお、搬出用架線は現在4000円を備えている。

④ 市場 木材価格

主要な関連市場は、下市町（市売）。立木価格は、スギ平均で、 1100 円/材 。

⑤ 販売方法

販売相手は、38年（後述するがこの頃より）T氏では再び素材業の兼営をはじめている）より、上述したように下市の市売市場をえらんでいる。年間販売素材量約1500石（420材）。なおKM氏が販売相手に村にある十津川木協^{*}と取り上げていない理由については、KM氏からさきとれなかった。しかし、この関係者にたづねてみたところによると、KM氏の場合には、よくいわれるところの一回毎に出る出材量が少い場合、そのときどきで市場価格の高い市場をねらって材を出すという経営者の動きとよく合致した行動の結果でないかといっていた。

* 十津川村にある十津川木材協同組合は、直営の市売市場を、樫原、新宮、田辺に開設し、年間取扱素材量約10万材（これは十津川村全体の出材量の30%）に達している。

⑥ 一貫経営

（調査結果を記すまえに、まず冒頭で、この項目の調査のねらい即今回の調査の目的についてふれておきたい。それは簡明にいえは、現実存在している林業経営の経営類型と実態のなかから採りだし、しかもそのなかで、同一経営主体が、育林生産から素材生産（さらに市場での販売）までを一貫して行なっている類型があるかどうか、他の類型からそのような類型が生ずる理由は何かなどを中心にみていこうとするものである。）

さて経営者KT氏は、さきに（経営の沿革）に述べたように既にここであらう一貫経営のかたちをすすめてきたと認めており、戦中から、戦後最近までは（先述した理由で）中断し、最近再びこのかたちを推進している。この場合、再開の理由は長男（元専業主）が帰郷したことを端にしている。長男（元

下FT氏と仮称する）。FT氏も、十津川村で生活していくためには、林業それと素材までを扱う以外に良策はないと判断し、一方では、現在市場機構が崩壊し、トラクター等の材でも十分販売できるのだから、自分で扱える範囲内でよいから、自分の手で販売したい。元来、立木売却にとどまると費す入にまわされるめられる場合が多く、また材積測定の場合として、測定単位が山元での立木売却のときは「寸」括約、市場での素材売買のときは「五分」括約でなされるので、この点からみても山の立木売却は、明らかに材積を損する。また他方、この方向をとったFT氏を助けたのは、父KT氏が、素材業としての永い経験を持っているということであつた。FT氏自身、素材業までになり出すことは全くの素人ではなかなかむづかしい。自分の場合も父が側にいたからやっつけていけると語っていた。（以上の二つの側面は、素材業を担うFT氏自身の内的な条件であるが、さらにこの一貫経営を支える条件として、最初にふれたようにT氏の山林が、比較的搬出に便利なところにまよって存在している点に加わっている。）

Ⅶ 管 理

① 経営計画

コンサルタントに頼んで面積の実測などを行なっておくことは良いとは考えるが、しかし現在のところ、具体的な予定はとっていない。

② 管理組織

KT氏——FT氏 { 期間雇用（伐木、造材、搬出） 4人
△（育林） 2人

④ 労務管理

上記期間雇用労務者の出身地は、すべて和歌山県で、地元郷土の人は雇っていない。その理由としては、地元郷土の人を雇うと家の都合とかで、突然休まれることが多く、予定していた作業を狂わされるから、現在雇用の労務者のために、必給、必

物 炊事場つきの飯場を建てた(今年)。

これら労働者のなかには、以前国有林の林業労働に従事していたものがおり、そのうちの連林関係の一人が、前述した助寄地持をすすめたし、また伐出関係のなかには、稚木林伐倒に持参したチェーンソーを使用している。要するに、労働者たちの中には、このような国有林での諸技術を習得、経験したものが当たっている。

伐木、造材関係労働(願つき)ノ日ノ250円。

その14. Y.T氏

I. 調査対象者

① 氏名. Y. T. 氏

② 兼営事業. なし 役職. 十津川木陽青年部役員

II. 生産基盤の現況

① 産地山林

② 面積. 5ノ町

③ 田地数と分散状況. 5ノ町のうち85%までが、T氏所在の大字小坪瀬部郷にあり、約6田地(そのうち最も大きいものは4町)にわかれている。残り15%は周辺および村内他部郷に分散している(Y.T氏の場合は、前述のK.T氏の場合以上に、産地山林が全郷にわたる部郷にまとまっている)。

④ 主要樹種、林令構成、蓄積. K.T氏の山林5ノ町を針・広葉樹別にみると、前着(N)が25町(50%)、後着(L)が15町(30%)、その他1ノ町(20%)の未立木地となっている(もっとも、この数値は5年前調査の森林実況によっているもので現在とは多少の変動がある)。上述した25町の針葉樹林のうち間伐の対象になりそうなおよ6年生以上のものは2ノ町で約8割を占めている(樹種はスダギ85%ヒノキ15%)。

森林蓄積は、上述の森林実況によると全体で約19,000石となっており、その内訳は、針(N)が4,000石で74%、広(L)が5,000石で26%となっている(付表参照)。

付表 林令別・面積(町)、蓄積(石) — Y.T氏産地山林 —

	林令	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30	31~35
		(町)	(町)	(町)	(町)	(町)	(町)	(町)
N	町	2.90	0.45	0.45			7.65	2.50
	(石)			(185)			(6708)	(982)
L	町						1.58	1.70
	(石)						(323)	(408)
合計	町	2.90	0.45	0.45			9.23	4.20
	(石)			(185)			(7031)	(1390)

林 令		36~40	41~45	46~50	51~55	未立木地	合 計
N	町	2.00	0.70	2.15	5.70	11.22	35.72
	(西)	(1,540)	(665)	(1,333)	(2,526)		(13,739)
L	町		0.45	6.63	4.25	1.00	15.61
	(西)		(135)	(2,353)	(1,828)		(4,947)
合計	町	2.00	1.15	8.78	9.95	12.22	51.33
	(西)	(1,540)	(800)	(3,586)	(4,354)		(18,886)

Ⅱ. 経営の沿革

山林の経営は、明治中、盛期が過ぎかけた。その契機は、明治22年村を襲った大水であった（この大水の打撃は、当時この村を離れて北海道への移住者多数を出したことからも、その被害の甚大さが想像される）。当時部落内にあった共有山の共有者のまかに、上記大水のために北海道に移住するものがために、その共有山は個人に分割された。Y. K. 氏の父祖は、これら分割された個人有の山林を1町/0~1/5程度で買い集めた（当時1町の山林は、米の価格にすると3升ぐらいだった、とも説明している）。

① 小澤積郎君における全戸数と北海道移住戸数の状況 — 明治22年水害当時 — 全戸数30、北海道移住戸数19（十津川文化叢書、十津川の地理 95~96P）

② 当時（明治20年頃）の米価、1升5円（大島清、米の経営学 42P）

大正中~末期にかけて、父（K. O.）、現在もお健在でいるが直轄、林業経営にはタッチしていない。以下のY. T. 氏と商談するの手によって、植林がすすめられた。

昭和12年、Y. T. 氏は、系放棄をも策定しはじめた。その契機は、新宮にいた友人が山を売りに出すため入札に付したところ、入札者たちが競合し不意に安く売られそうになったので、友人を助ける意味でこの売買にのり出したことにはじまる。

戦時中は、Y. T. 氏は旭木社の伐採主任をやった。

戦後、この家の林業経営は、Y. T. 氏の手から養子として迎えられたY. T. 氏にゆだねられた（これ以降はY-④と記述するので、ここではふれない）。

Ⅳ 育林生産

① 植苗、器具の調達。

最近数年間の平均苗木需要量は、3万~1万本であって、そのうち自家育苗で4,000~5,000本はまかない、残りは、森林組合のあつせいで林内生産苗を購入している。この購入苗の品質は普通程度だという。Y. T. 氏の意見によると、苗木は自分で母樹をみつけ育てるのが最もよいと考えているが、しかしY. T. 氏自身老令のため、直接経営面にタッチしておらず、そのためこの考えが充分生かされていまい（自家育苗は、明治末期よりはじめられていた。近年、自家育苗への力の加え方を新次視している。この理由には、一方では、現在の経営者Y. T. 氏が育林生産にあまり興味をもっていないこと、他方、この地区では、上記の森林組合の活動（この場合に関係するのは育林面）が活発なため、ある程度まとまった苗木量が、比較的容易に購入できるといふ点が関係している）。

② 地 務

広大造林の場合。まず、秋期に雑木林の巻枯を行ない、翌春の植付に備える。

③ 植付、補植。

植付本数は、スギの場合、最近では4,000本~6,000本（戦前は25,000本程度）ヒノキは現在でも3,000本程度が適当だとしている。

植付時期は3月~4月上旬。補植割合10%。補植化の方向をとっている理由について、Y. T. 氏は、よく細植をしなくてもすむように防死苗のぞる歩止りを見て（20本くらいおいても補植しないですむように）、6,000本近くを植えるよう

にしている。という点を力説していた。

④ この森林組合は、西川地区中二森林組合とよが、村内9森林組合中で最も遅延な森林組合の1つに数えられており、事業は、苗木生産と乗材受託生産と主体にしている。役員は、組合長のもとに青林、素材、総務担当各1名、その他の事務員1名で構成し、必要経費はほとんど乗材生産受託手数料でまかなっている。

V 販 売

年間乗材生産量は、約10,000石(2,800㎥)に及んでいる。しかし肝心の事項、すなわちこの内訳として、他人山林からの購入量と明らかにできなかった。(ともあれ、以下の各項のききとり結果は、この生産規模に相應させるがためていく必要がある。))

④ 伐木・運材。

伐木、搬出、輸送費率面(元当り)は、つぎのとおり。伐採費650円〜700円。采伐 枝費1100円。小型トラックによる搬出費450円。(搬出区間約8km)。市場(豊原)までの輸送費1200円(6トン車11台積載——伐倒後3〜4ヶ月経たぬもの——の場合)。積費700円〜1100円。合計4600円〜4950円

搬出費額として乗客10,000元を所有

今後、経営の改善の要策と、搬出方法の改良におくといっている。現在でもこの方面の技術は相当すすみ、極端ないい方をすれば、伐倒後、伐倒木に少しの土もつけずに道路際の土場まで出すことができるようになったが、しかし集材機一つとりだしてもまだ改良する余地が多分にあり、現実に、いま新居の5代工所に改良集材機の試作を懸注している。(なお次項VI-④でみるが、)このような改良具は、労働者のなかに、果敢改良については意欲ではオー人者といわれる者がおり、主

にこの労働者が指圖している。

④ 市場、木材価格。

市場は、十津川木町の豊原市場および新居市場。立木価格は、9000円〜10,000円。市場価格は、茎13.5m以下の直材17000円〜18,000円。茎15m〜21mでは14,500円(いずれも元当り価格)。

価格予想について、いままでの経験にもとづいて1年間のうちで出材するチャンスと選りようすることは、あまりなかった。たとえば、今年の大雪についても筋が通中し、大雪前に山元まで出しておいて、元当り1600円値上りしたとき、一挙に市場に出した。また去る36年10月の大暴落の場合(7月に17000円しこいたものが10月に14000円まで下った)、元はそれを予想し8月に大部分処分したので、その年の損害を最小限に食い止めることができる。さらにまた今年に入って38年2月より、伐出のためのよい買い山にあたりないので、買付に無理をせず自己山林のなかの稚木林からパルプ材と生産するようにした。ところが当時は4200円だったものが現在(8月)5800円には値上り、ここぞとった方法がこれまた通中した。要するに、素材までを扱う以上、このような価格予想が当るようになんかを重ぬる必要がある点を力説していた。

④ 一貫経営

Y.T氏が丁家に養子とれてきたときには、丁家の山林は、O.T氏やその先代の手によって、既に一應造林が済んだばかりでなく、その多くは15〜16年生以上の株が多く、すでに採育、手入れの時期をすぎていた。Y.T氏は元来、育林にたいして愛着がもてず、反社に乗材生産に大きい興味を抱いていた。Y.T氏はこの点をさらに補足して、採育を経営する場合、乗材生産をやらないと退屈になり、このことが自分の性格と合わないともいう。また丁家では、O.T氏が戦前、戦時中にかけて乗

材生産に従事しており、Y.T.氏はこの方面の経験を買込みに習得することができた。また、丁殿の山林が、(前述したように)近くにしかまとまって存在している。

Y.T.氏は、素材生産に踏み切り、現在では前述したようにこの地区では最も大きい規模の素材生産を行なうまでになっているが、このようにY.T.氏をして素材生産を合せ経営させることに成功させた背後には、Y.T.氏自身の素材生産にたいする氏自身の強い熱心(経営者のもつ性格)が、一面では上述した諸条件によって支えられたからだとはいえよう。

Y.T.氏は、氏が現在居している十津川木陽青年部メンバー8名の経営者と一貫経営の対応についてもお訊ねられた。それによると、8名中Y.T.氏のように素材生産に重きを置いて経営をするもの4名で、いずれも偶然かもしれないが、"いつも動いている"とは気がすまぬところが、Y.T.氏とよく似ているという。さらに氏の言によると、素材生産に興味をもつものは、育林生産のそれとは経営者の性格が極端に違う。なお残り4名のなかには、育林生産に力を入れている自己の山林の造林・育成につとめている神納川部落の丁氏や、先代が残した1000町以上にも及ぶ山林地の遺産の管理に専中せざるをえない折立部落のM氏らがいる。(要するに、Y.T.氏の指導員は、木陽青年部のメンバーの例をひきながら育林生産から素材生産までを等しく扱える経営者は少いのではないかと、Eとい面看を披瀝にしても経営者の興味によって、どちらかに重きをかけているのではないかという点であった)。

VI 管 理

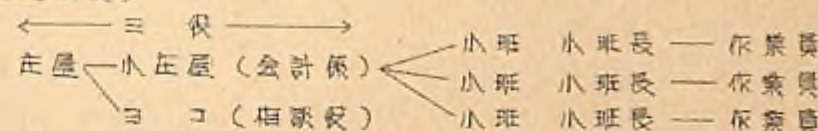
① 経営計画

面看の実測と森林組合にやらせている。

② 管理組織



(左屋制度)



(左屋は主主が指名)

(小班长は左屋がきめる)

伐採の仕事がなくて伐採の左屋の組が出材の仕事にでる場合は、出材の左屋の系列下にはいる。

④ 労働管理

資金支払支払形態

伐木、搬出、下川 → 出来高払制。

植付 → 日額払制。

資金単価(1日当り)

植付 男 / 3000円 女 7000円

雇用(臨時)労働者 — 伐木、搬出関係が中心 — 人数15名。経験年数5年以上のもの11名。年令別にみると24~29才までが8名。31~39才が6名。40~45才が1名。なお24~29才の8名のうち、3名は村内の各校を卒業し一度村外に働きに出ていて3~4年経て再び村に帰ったもの。

労働者の素質

果敢勇敢に関して村内では才一人君と目されている労働者(年令29才、経験年数8年、現在出材の左屋に属している)を擁しており、全体的にみて労働者の素行・技術の水準は高い。

経営者と労働者の関係

今冬の大雪で伐木、搬出が不可能になったとき、雇用雇用のものに1人当り5000円の雪害手当を出した。また昨年には、1年間労働病院に入院するという事故が出た。

お蔵は炭焼でまかなえる連前だが、このものに月1万円
の割合で1年間支給した。年1回、雇用労務者と泊旅行
をしながら今年で4年つづけている。

再度改めて経営者Y氏は、労務者の持しめについて、
突発的なことで労務者が不安に陥ることがあっても、
これを直ちに救う手と打つこと。また事業意識と使用者
意識を明確にせず、お互いに互産のつもりで接すること。
みんなで旅行をやることで親しくなるといふ契を強く相
手し、最後に氏は、このような契に留意してきたから、自
分のところの労務者は大体5〜6年以上も固定化し、しかも
技術の高いものが腰をすえているのにつけ加えていた。

四 地（地区の林業、農産概況など）

小坪類部客と持用状産物について。

しいたけ：根数数18戸のうちしいたけ栽培戸数12戸（うち
果業に近いもの2戸）。生産量は、平均1戸当り30kg。K
価格は、現在275kg当り300円〜350円（産先価格
（昭和27〜28年当時500円に達した））。

しいたけ：終戦直後にブームだった。当時1枚1円の相場がつ
いていたが、現在1日割いで1000枚、1日労賃800円
として1枚80円にしか当たらない。そのため生産が減って
いる。しかし栽培には適した土地だと思ふ。

その15 SoK氏

I 調査対象者

- ① 氏名 SoK氏（69才）
- ② 兼業事業、なし 役職 郵便局長

II 生産基礎の概況

① 経営山林

- ① 面積 134町

② 田地数と分散状況。134町の山林は、K氏所在の風早
部客に40町あり、これを主体に、隣接する川津、越川、野
尻部客などに分散して立地している。山林の分散状況は、細
分化されず比較的まとまっている（例えば風早部客に存在し
ている山林も、大きくは2箇地に分けられる。）

③ 主要樹種、林令構成、蓄積。K氏の山林134町を針
葉樹別にみると、前着（N）が98町（73%）、後着（L）が
36町（27%）、その他に3町（2%）の未立木となってい
る（数値はいずれも5年前に調査された森林実況による）。上述
した98町の針葉樹林のうち間伐の村衆に占りそうなる26年
以上のものは、58町で約6割を占めている。主要樹種は
スギが70〜80%、ヒノキが30〜20%。森林蓄積は、
上述した森林実況によると約49,000石で、その内訳は、針
（N）が42,000石で約85%、木（L）が7,000石で約15
%となっている（付表参照）。

付表 林令別、面積(町)、蓄積(石) — SoK氏の経営山林 —

林令		1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30
N	町	28.78	6.90	1.47	0.60	1.98	9.49
	(石)				(240)	(990)	(5,810)
L	町	0.10	0.88	1.54	20.89	4.09	3.39
	(石)			(465)	(4099)	(1022)	(1017)
合計	町	28.88	7.78	3.01	21.49	6.07	12.88
	(石)			(465)	(4,339)	(2,012)	(6,827)

林令	31~35	36~40	41~50	51~55	未立木地	合 計
N	町 (12.36) (7,438)	町 (14.20) (13,216)	町 (14.35) (13,365)	町 (7.25) (550)	町 (3.48)	町 (100.86) (41,609)
L	町 (0.57) (399)				町 (2.00)	町 (33.26) (7,002)
合計	町 (12.93) (7,837)	町 (14.20) (13,216)	町 (14.35) (13,365)	町 (7.25) (550)	町 (5.48)	町 (134.12) (48,611)

(森林簿より作成)

II 経営の沿革

明治30年頃までは、K氏は、農業と郵政事業を営んでおり、山林は殆んどもっていらなかった。山林の集積は、父祖の代の明治30年頃、当時村を襲った大水害のために北海道に移住した村民から、山林をゆづりうけたことに始まり、この山林の集積は、明治後期から大正前期までつづいた。

造林の開始は、明治の終り頃、先々代の手によってはじめられた。なお村全体についていえば、造林は、明治22年の大水害によって受けた被害の復旧のために、当時の村の幹部が樹てた方針にもとづいて、明治30年頃よりかなり玄く行なわれはじめたという。

S.O.K氏は、氏が22~23才当時(大正初期)、K氏所在の早稲田町にいて、郵政の局員に未だ多く残っていた疎野に、スギの造林を行った。このことにたいして、郵政の人たちから畑仕事が増えるようになったからだとの悪口をたびたび聞いた——しかしに当時の畑仕事は、かなり広い範囲から畑に入れる草を刈って運ぶ労力が並列だった——。氏はまた、同じ大正の初期、隣町若の川にありて、造林事業に着手し、現地で作業の指導をした。このとき、当時30才に近かった先々代が、作業退場まで来て助言することがあった。このような造林をすすめるために必要な面々は、殆んど自家生産でまかなう。苗畑を自家近くに設け、運搬に便した——山には苗畑のために適した場所が少なかったため——。

戦時中は、強制徴用を受けたが、その力前も一3年の間に

再造林してきた。

K氏は、明治30年頃以来今日に至る間、三代にわたって休業にたずさゆつてきており、同時にまた、この三代がこの土地で郵政事業をも承継してきている。S.O.K氏は、昭和9年から現在の局長の職につけている。

IV 育林生産

① 苗木 器具の調達。

毎年平均2~3万本と必要とし、そのすべてを購入しており、購入先は地元と村外(五条市)との二者で、割合は地元からの購入が多い。苗木価格(1本)、スギ5.5円、ヒノキ6.5円。

下川機など休業機械を保持していない。この部署では、未だ下川機は誰も使っていない。自分としても現在のところ導入する計画はない。地形が急だから機械のこなし方に慣れると思う。しかし将来は、県外から来ている下川所務者のなかからこれを使い出すものができるだろう。

S.O.K氏は、育林には、このような新しい機械に頼るのでなく、まだまだ現在使っている器具を、作業に最も良く適するように改良することの方が大切だとして、器具の改良を二~三手がけている。例えばもともと、氏は下川には出来るだけ丁寧に行いたいと考えたので、一説に、所務者が使っている下川鎌(刃のあたりは長く、柄の長さ1.2m、面手で使用)と、機会があったら改良したいと考えていた。

その理由は、この鎌では、所務者の間で今日はこれくらい、叩いてきた。という言葉が使われるように、実際に下川が十分なされない場合が多いためだという。

ところで、氏は、下草を「叩く」のではなく、実際に刈るふつであるためには、下川鎌を小型にすることではないかと考えていた。そこで山仕事を手伝った下川所務者(もと、五条方面で郵便関係の仕事に就いていた)が、下川鎌に、柄の長さ90

cm.刃は鋸刈用の鋸に似ており、片手で使用の小型のものをもつてきた。この鋸の使い具合は、外見すると能率は、一般のものと変わらないようだが、作業が丁寧にされる。

そこでS.O.K氏は、この鋸を本厚木の製鋸業者に送注し（1丁5000～6000円）、最近出来上り、現在これと勞務者に整備で提供し、この器具で下川作業をすすめるようにしている。

② 地 格。

本厚木の場合は、雑木の間に植込み、のちに雑木を移植す。移植残材について火入れは、延焼の危険があるのでやれない。

③ 植付、補植。

植付本数は、最近6000本程度に上った。以前（終戦後しばらくの間でも）は、3000本程度であった。密植すると枯ったりする立木が少く、質が良いように思う。植付功率は、1日200本、補植は、10%。

④ 下川。

実行期間、隔年に10年まで行なっている。現在年間、下川労働者を200人雇用しているので、経営上、毎年行えない。40年前には、下川を2回行なったら良い方だった。

⑤ つる切、枝打、除伐。

7～8年前、上り方面から枝打専門家と称する人がきて、やらせてくれといったので、ヒノキについて試験的に行なってみた。先々代は枝打には不慣れだった。技術的には枝打は、20年生以上になると効果がうすい。密植をすると枝は自然に多くなって枯死していくだろう。以上のような二～三の経験をもとめて、現在のところ枝打を計画する意図は持っていない。

⑥ 保 養。

昭和16～17年前、秋林組合が肥料を買いはじめた頃にまたその後数年、一兩年と、それと試験的に行なった。その場合、いづれも成績のおくれといえる状況と判断にした。

V 販 売

① 販売方法。

販売方法は立木販売。取引先は十津川木場（福原、新宮市場）近郊村の立木枝積測定は、まず村の立木に売却者S.O.K氏の印をつけたのち、相方で調査し、その結果を持ち寄るが、結果に食い違いをきたした場合には、双方が歩みよりがうきめる。いままでは買手の業者から、大きいごまかしをされたことはなかった（取引をする買手の業者は、たしかに紹介、仲介をとおしてきめているので、安心できる）。

② 一貫経営。

K氏は、先々代から、“秋木には手を出さな”と告げられてきた。このことは、先々代が当時、木材輸送に役が使われていたが、これが炭水などによって目的地新宮に着かず、殆んど毎に荒れたりにして、伐木業者の扱う分野に大きい危険を担っていたことに原因していた。（もっとも最近では、トラック輸送に変わってきたので、このような危険はなくなったことはS.O.K氏自身認めている）。しかしS.O.K氏は、立木販売までにとどまっている理由を、さうにつぎのようにつづける。それは、もしも自分自身で伐木業までを担当するとなると、その方面の資材、人夫の調達と管理をせねばならないが、自分には、それだけの体力と時間がない。やろうと決心さえすれば資金の面では問題はない。自分は、立木生産と、伐木生産は、仕事の性質が違うのでそれぞれ別の者によって行なう方がよいと思う。

なお直接、経営調査は行なわなかったが、しかし所有規模30町（寒瀬）の山林所有者であり、かつ本村の村長である丁氏に、村においてS.O.K氏の場合のように立木販売までにとどまっている理由について尋ねたところ、つぎのようにつづられた（丁氏自身も立木販売までの林業経営者）。すなわち、十津川村は村が大きいので、所有している山林が近隣の郡界にあるといつても、寒瀬はかなり離れており、分散している場合が多い。現在

伐木の対象になる林は、隣家のところに残っているようなもので、このことを反映してか、村ではよく「ツイデに売ろう」という言葉を耳にする。このことは、各所有者所有の販売対象の林が、非常に小面積でしかも分散しており、しかも一所有者だけではまとまった材積にならず、さらにそのカ所がしばしば隣家の近くであったりして、賣う方に買い叩かれる場合が多いので、売る方としては少しでもこのことを防ぎたいため、ある人の林の売却の話がすすみはじめると、それに便乗して「ツイデ」に売る。場合が多くみられる。

要するに、森林生産までを含めた一貫経営に至らず、立木生産にとどまっている理由について、まずオーには、所在する山林の立地条件からいって、それが小面積ずつ分散しており、しかもトラック道沿いには少ない林を、またオニには、最近では、以前伐出された大立木跡の盛林化の面に経営者の意識が向いている点、さらに加えてその他森林生産を行なうための資金の問題などを挙げられていた。

VI 管 理

① 経営計画、

経営策の形成は、現在のところ考えておられない。

② 管理組織

30K区 — 常雇(1) — 臨時労働者

なお、調査時分では、最近までいた常雇が暇をとって帰っていないまゝとなっていた。

③ 経 理、

国早ケムによって水没した農地、山林の補償金が入ったのが最近では代保はあまり行なっていない。

④ 労働管理、

上記の常雇は、大抵で、2人とも労働に従事してきた。この常雇では一軒家に常雇で雇手になっていた。K家の仕事の暇をみつ

けては、他の人の仕事にも出ていた(1/5程度)。

労働は。男ノス00円、女800円(常雇、臨時とも共通)。

延臨時労働者数は、下川が主で年間300日。

その16 K. F氏

I 調査の経過

① 氏名 K. F氏

② 業営手続、役取、現在はいずれもなし。

II 生産基盤の概況

① 経営山林

④ 面積、74町

⑤ 田地数と分散状況。74町の山林は、F家所在の里部を
を中心にして約10カ所に分散している。⑥ 主要樹種、林令構成、蓄積。F家の山林74町を 針、広
葉樹別にみると、前着(N)が30町(41%)、後着(L)が
42町(56%)、他に未立地が2町(3%)となっている
(5年前調査の森林表による)。上述30町の針葉樹林の
うち間伐の材数になりそうなる6年生以上のものは14町で
約5割を占めている。この林地の主要樹種はスギ。森林蓄積は、上述の森林表によると全体で約21000石
となっており、その内訳は、針(N)と広(L)がほぼ同じで、
約10000石程度となっている。(付表参照)

付表 林令別・面積(町)・蓄積(石) — K.F氏の経営山林 —

林令	1~5	6~10	11~15	16~20	21~25	26~30
N 町	10.75	3.78	0.72	0.29		2.61
(石)			(187)	(125)		(1496)
L 町	0.88		4.13	2.40	6.51	4.71
(石)			(571)	(312)	(1027)	(942)
合計 町	11.59	3.78	4.85	2.69	6.51	7.32
(石)			(758)	(437)	(1027)	(2438)

林令	31~35	36~40	41~45	46~50	未立木地	合計
N 町	1.68	8.45		1.51	1.93	31.72
(石)	(406)	(7074)		(1466)		(10714)
L 町	4.22	19.31	0.08			42.20
(石)	(1057)	(6161)	(44)			(10114)
合計 町	5.90	27.76	0.08	1.51	1.93	73.92
(石)	(1463)	(13185)	(44)	(1466)		(20828)

(森林表より作成)

II 経営の沿革

父祖の代に酒造業を営み、その収益で山林の集積をはじめ、そ
れは、明治~大正期、さらに酒造業をやめる昭和10年頃までつ
づけられた。戦後はK.F氏がF家の林業経営を担うようになった。父による
山林購入面積は3町。

IV 買付生産

① 種苗、器具の調達。

苗木は、現在殆んど自家生産でまかなっており(ただし、そ
の生産には親子は、森林組合より購入)、一部特殊苗(カ
ラマツなど)は、森林組合より購入している。以前は、自家生
産と同時に近所で作っている苗を買入れた。

② 刈 務。

代刈地で植栽時期のおくれたカ所については、済川とする場
合がある。ただし薪割は行わない。つぎに概大造林の場合は、
苗木のうち小茎木はその場に残り、大茎木は巻括す。刈務作業の時期は、人刈作業の終わった9月頃に行なう。この
理由の一つには、労務者確保が困難なため、なるべく同一の労
務者に仕事を保障する意味から、下刈作業につづく次の仕事と
してこの刈務作業を行なっている。

所要労力量(巻括)は、30人/町

③ 植付、押通。

適付本数は 4,000 本、1 日 1 本/時 時期は 2 月末～4 月中旬。所要労働量は 200 本/日。

薪炭は、ひとときには分割も行なったこともあった。また秋植では全滅させたにがい至晩をもっている。

④ 下刈

下刈回数は、適伐後 6 年間年 1 回、その後は隔年に 2～3 回。下刈時期は 6～7 月、所要労働量は 15 分/畝。

⑤ つる切、伐打、除伐。

つる切は、下刈をかねて同時に実行、伐打は、主に 10 年生未満のヒノキにたいして、部分的に、冬期実施。除伐は、30 年生程度までの被伐木について行なう。

⑥ 薪炭。

薪炭見廻りは 計画的には行なっていない。

Ⅶ. 販 売

① 間伐、間伐材。

特別な間伐計画は立てていないが、近傍の林地で伐採が行なわれ、その搬出施設に便乗できる場合に、間伐することが多い。その場合の間伐率は、本数で 2 割程度。

② 主伐、主伐材。

伐期は、40 年～60 (70) 年。伐採場所は、林地近傍にある場合は別として、奥地にある場合には、間伐の場合と同じく近傍の林地で伐採が行なわれ、その搬出施設に便乗できる場合を要素にして定める。主伐収益のうち 40 % を、造林、郷育費に還元し、残りを家計費（とくに教育費）、租税に当てる。

材積測定は、決尺を「寸」店約で行なう。また測定そのものは、売買者双方とも目割によるが、自分（立木売却者）は、測定を取集める「山見」に依頼している。

③ 薪炭、木炭価格。

立木価格の相場は、地元の伐木業者 2～3 人の意見をききら

がらとらえる。

④ 販売方法。

販売は、伐木業者が立木売りすることと、森林組合に委託する場合が 5 割ずつ。立木販売の場合、代金は契約成立後、半年くらいの間に 2～3 回に分割して支払われる。森林組合に委託する場合は、契約成立と同時に、前渡金のかたちで、予想売上高の 7 割が渡され、残高は、契約後 6～10 カ月を要する。

⑤ 一貫経営。

立木販売にとどまり一貫経営に至っていない理由について、K.F. 氏は、オーには、一貫経営する程の規模ともっていないと考えている。オニに、まだ一貫経営との比較計算をしたことがない。およびオミに、一貫経営にのみみるための組織、育成機関がないなどを挙げている。

Ⅷ. 管 理

① 経営計画。

面積の突割は、造林補助申請のときに行なっている程度。経営方針はオノに、現在残っている天然林を極力人工林化していく。オニに、伐採は、収計画での必要度合いに応じて行なっていく。オミに、伐採跡地には直ちに植栽することになっている。およびオ四に、奥地林と土地公営売却し、所有山林を里山に集めたい。

② 労務管理。

期間雇用を 2 名（男）入れている外は、すべて臨時雇用によって薪炭業（主として植栽、下刈）を行なっている。労賃の日当は、1 日 1,300 円。

Ⅸ. 経営者の意見

K.F. 氏は、林業政策にたいする要望事項として、つぎの 3 点を挙げられた。（一）木材の豊産規格、材積測定の実施。（二）市

価格を決定策の與施。(三) 森林開発公田道路の使用料徴収方法の改正。(四) 郡会との地域競走を少くする諸施策の樹立。

(参考付表)

十津川村における造林年中行事

作業名		月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
播	種子採集													
	苗圃耕松													
	整地床作り													
	播種													
苗	押木													
	床													
	香													
苗圃	追肥													
	除草													
	日除													
	霜除													
苗圃	水田耕子													
	水田耕子													
	水田耕子													
	水田耕子													
苗圃	肥料													
	肥料													
	肥料													
	肥料													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													
苗圃	下刈													
	下刈													
	下刈													
	下刈													

十津川村林業の展開と現況

— 吉野林業の新進地帯 —

野村 勇

目 次

1	プロローグ	95
2	吉野林業の現況と十津川林業	101
3	十津川の自然、経済ならびに林業の概況	106
4	十津川村の経済および林業の展開と変貌	112
1)	考察の布石	112
2)	熊野川開闢以前 —— 陸の孤島時代 ——	113
1)	熊野川開闢以降 —— 革命的変代の時代 ——	117
4)	十津川林業の変貌	121
5	エピローグ	127

1. プロローグ

十津川村林業は、その自然ならびに経済条件からいって、わが
 国における先進林業地の一つとしての意義の吉野林業に属する。

(注1) 吉野林業地帯とは、最広義には奈良県吉野郡に属する4
 町20カ村を含む地域の総称であり、1950年の国勢調査によれ
 ば、ここに約2万3,000世帯、10万7,000の人々が居住してい
 る。このうち約4割が農業従事者である。

……しかし狭義の吉野林業としては、いろいろの見方があつて
 必ずしも一定していないが、吉野川の上流にある川上村、東吉
 野村および黒滝村の地方をさしている。

京都大学人文科学研究所 林業地帯 高陽書院 パープ頁

奈良県林務部 吉野林業 2頁参照

しかしこのことからして、そこでの林業経済が、他の吉野林業
 地域、とりわけ狭義の吉野林業にみられるごとく、いち早く資本
 主義経済の花れに会い、そしてそこでの経営も技術的にみこノッ
 の個性的段階に到達していると類推することは危険である。

たしかに、十津川村林業は立地条件からみて吉野林業の一環に
 属しているように思われるが、実質的に広義の意味においても吉
 野林業の範疇に入れるようになったのは、昭和29〜30年に亘つて
 おこなわれた熊野川開発による林道の開発以降である。それまで
 は十津川村は、よくそこでいわれているように、まさに、「陸の
 孤島」であり、近隣地域との経済的交流は遮断されていた。道路
 の開設により十津川村経済は開放され、経済の流れは内外から呼
 応してせきとめられていた奔流のごとく激しく交流したのであつ
 た。

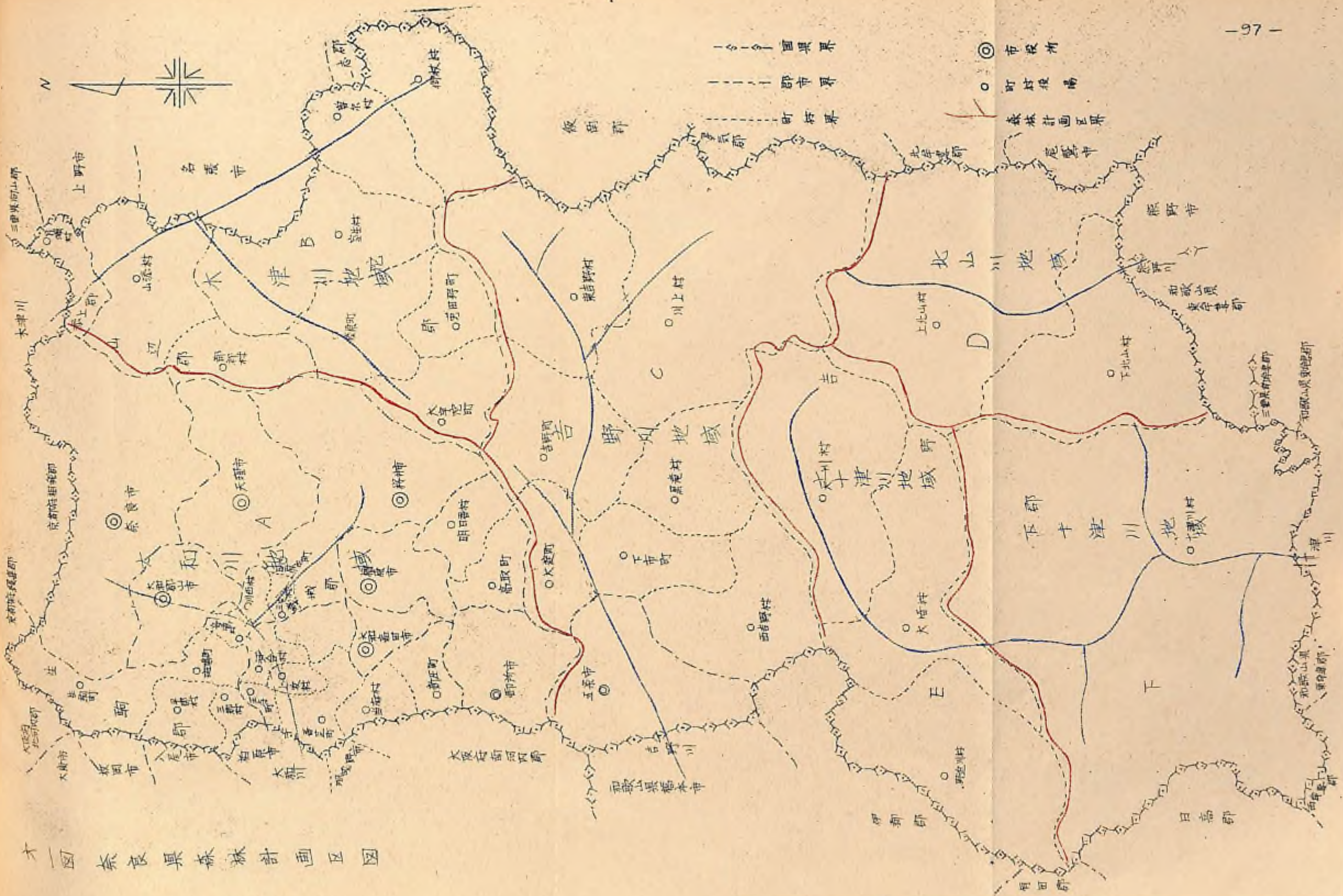
十津川村林業とその側ではなく、というよりも、十津川村経済
 の主役として、あつた変貌をとげている。その変貌は、それが
 急激におこなわれたことと、それをとりまく地域が早くから展開
 を示した吉野林業地帯であつたことから他地域にあまりその例を
 みない程の激しさであつたといふことができる。そこで数ヶ年

直つておこされた変貌は、これまでの100年間に亘つてのどれに比較するといわれているほどである。

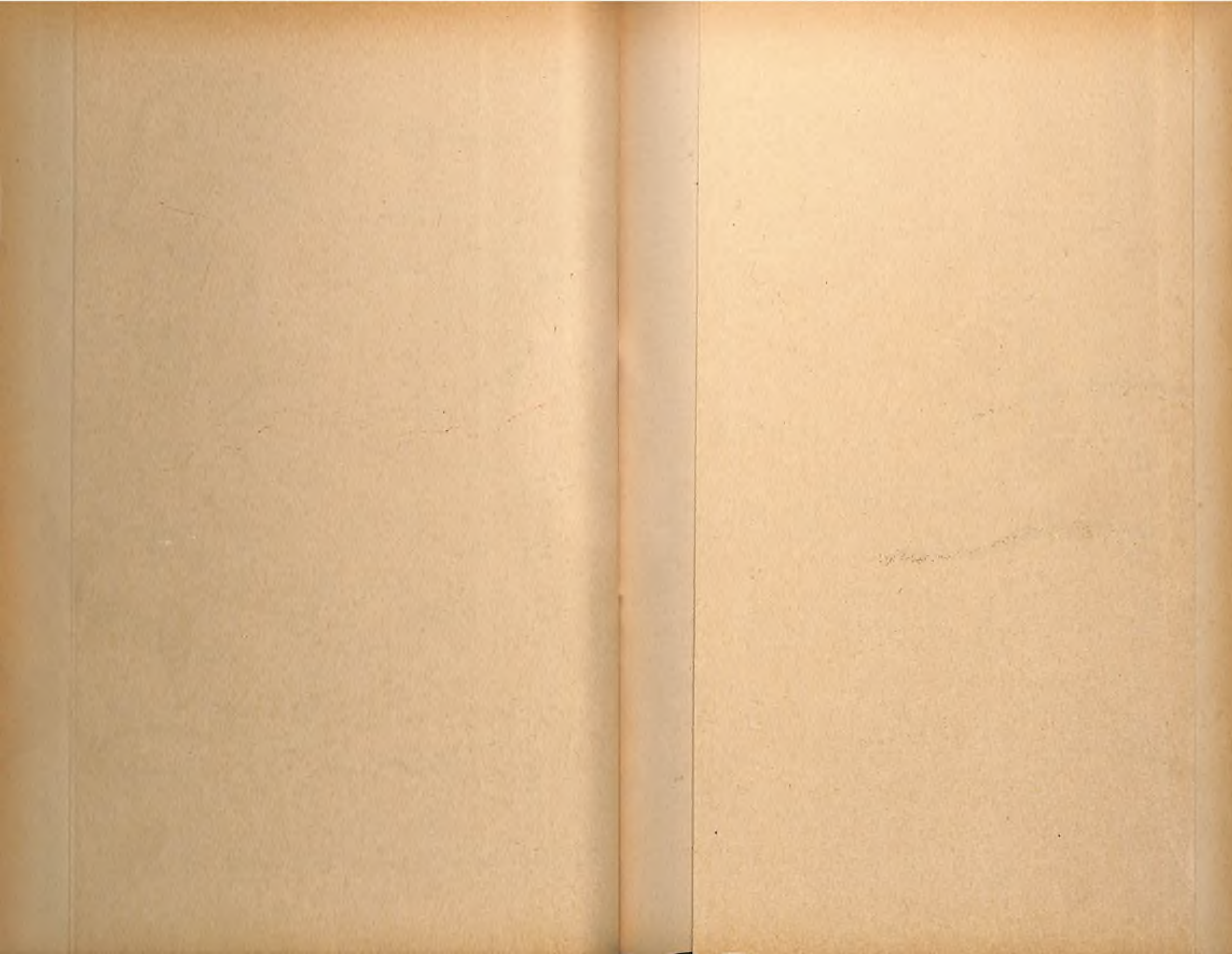
このような経済的変貌をとけてきている十津川村林業の推移を注目するとき、われわれは一定の前提をおく必要はあるとして、林業経済ならびに経営の変貌といふ展開が資本主義経済下において如何におこられるものかについて実証的知識を得ることが出来るように思われる。これによつてわれわれは将来にあける林業経済ならびに経営の歴史的展開についての展望を得る上に有益な示唆をもつことが出来る。

十津川村をわれわれの調査対象地として選定した1つの主要な理由はこゝにあるといふことができる。

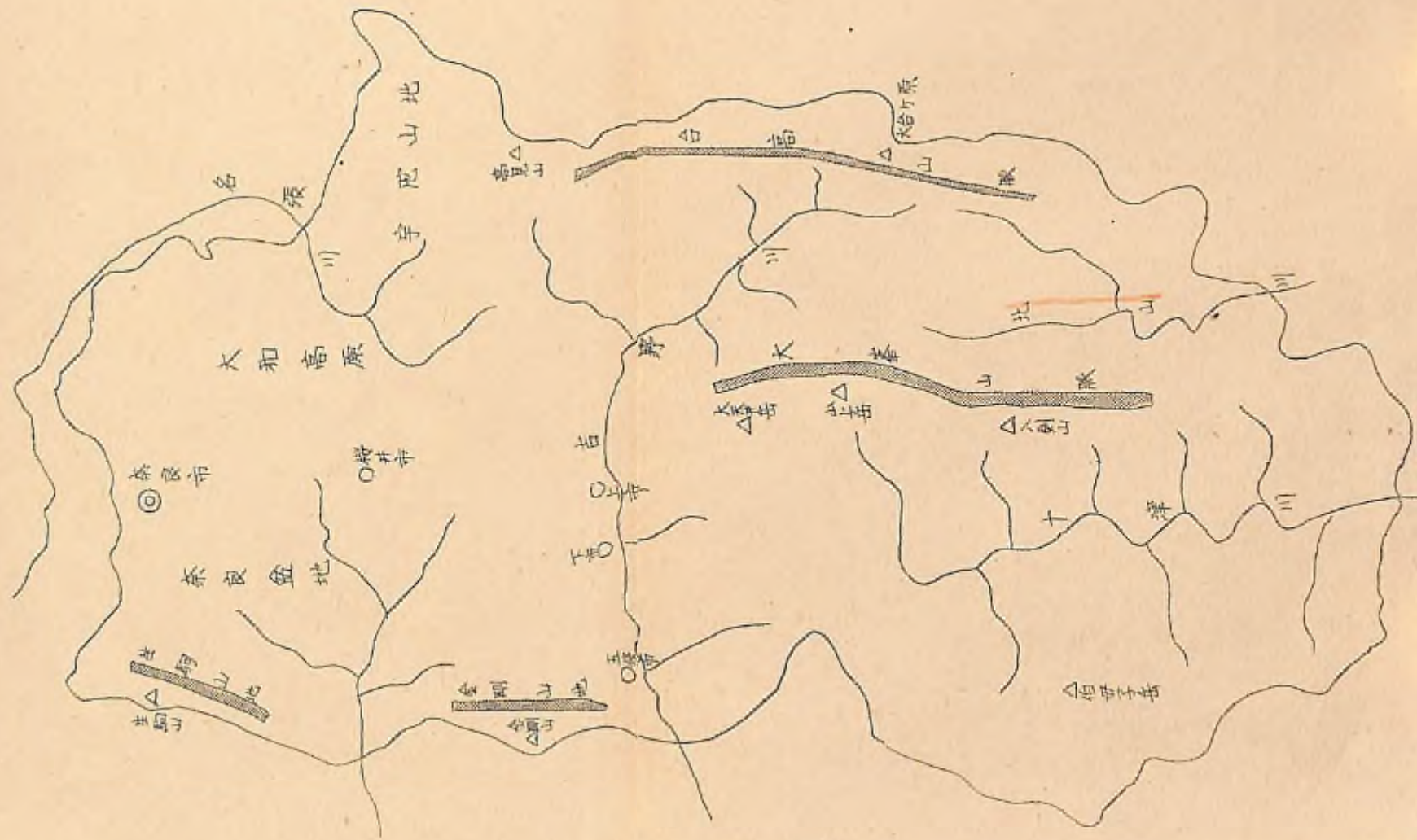




奈良県森林計画区域図



米又圖地形圖



2 吉野林業の概況と十津川林業

十津川林業の分析に入る前に、それを含む、あるいはそれを取りまく吉野林業の概況について一顧しておくと十津川林業を正しく理解するための前提として意味があらう。

吉野林業は注においてすでにふれたごとく最広義には、奈良県吉野郡に属する必野20カ村を含む地域を総稱しているが、最狭義には吉野川の上流に存在する川上村、東吉野村および黒滝村の地方をさしている。

ここでは吉野林業を最広義の意味においてとらえて議論する。

水ノ国ならびにオス国によつて知られるように吉野林業地域は奈良県の中央東部に、吉野川、十津川ならびに北山川（十津川と北山川は下流で合して熊野川となり新宮に至る）流域に存在している。一般的にいつて、この地帯は地質としては新第三紀に属し、砂岩、粘板岩、凝灰岩、頁岩および石灰岩を母岩とし、土壌としては、これらの風化した母岩累土に腐植加里、陸機腐植が混在した保水、透通上好ましい性質をもち、樹木とりわけスギの生育に適している。さらに気象条件としては一部の高冷地を除いて年平均気温 14°C 、年間雨量 2500mm 程度でスギの生育には好ましい条件をもっている。

このような自然条件を具えた吉野林業において、最も早く開拓の源泉となり、そしていち早く人工造林化のすすんだのは吉野川流域においてであつた。

明治時代に残っていた最古の造林地の樹令からみて、足利時代末期と約1500年頃には、川上村において若干カスギ造林がおこなわれていたと推察されている。しかしそこでの木材がかなり積極的に入れられ、都市の木材市場との接触がおこなわれるようになったのは、豊臣秀吉の大阪城、伏見城の築造にらびに安土方太寺の大仏殿を始めとする大小社寺の造営が一つの大きな契機となつたといわれている。もつとそれらはいまだ半ば官制の義勇的産出であつたが、しかしこれに関係した吉野の木材業者二枚木師

は、これを機会に、一般民間の需要に応じて吉野の木炭を大阪に運送し、立売を始めることになったという。つまり中世の産物木炭商から近世的な意味の木炭業者＝炭木商への転換がおこなわれ始めたのである。この木炭の代採と産出と共に漸次木炭の植林が開始されることになった。徳川時代になると幕府の植樹奨励などの影響もあつて、いよいよ本格的に植林がおこなわれるようになったのである。

このような吉野地域における植林の進展に対し、ノツの促進的な役割を果たした点として摂津の伊丹や難を中心とする上方清酒醸造業の発達をあげることが出来る。この樽丸用材の生産は北山川流域と十津川流域においても若干はおこなわれたが、なんといつてもその中心は吉野川流域であつた。

このように吉野林業は、当初、吉野川流域において樽丸や磨れ太などを主とする林産物の需要増加にともなつて植林がおこなわれ生産組織も整備されていった。つまり徳川時代の中期以前においては森林所有は主として村の惣有であり、木炭の伐出は郷の首長である庄屋の統率のもとに郷の人々の分担によつておこなわれたが、その後、生産量の増大とともに木炭の伐出と運搬を担当する専門の木炭業者が発生し、さらに流通に従事する炭師もあらわれた。中期以降になると、つまり元禄年間(1700年)を前後する頃村の惣有林地に対する共同植林の限界や地元における造林資本の不足などによつて上市、下市および大和平野方面の商業資本の参入が顕著を遂げて、この地方にとりわけ顕著な借地林業ないしは山手制度が発生してくる。別荘見方をすれば「ここに明瞭に土地所有とる地主と立木所有者(林主)なる林業経営者とその代理人たる山手と、木炭の伐出販売とされる木炭業者と林業労働者とが形成されていった」。

その後、明治に入り、日本経済の急速な発展からくる木炭需要の増大により植林は促進され、大規模な造林は減少した。他方、

(注) 京都大学林業問題研究会 林業地帯 25～28頁

再造林はらびに植樹振興は著実におこなわれ人工林は一路拡大してきている。また、第二次世界大戦後、需要構造の变化を反映して戦期にかなりの短縮はみられたが、ほぼ相対的にいつて50～60年とやや長伐期傾向をのこしている。

以上が吉野林業の概況であるが、すでにこれまでにいふと若干触れたように、さらに立ち入つてみれば林業経済ならびに経営の様相は、吉野川流域ととりわけ川上村が代表的である。北山川流域ならびに十津川流域のそれぞれにおいてかなりの相違をみせているのである。

まず各地域における森林の事情をみると、

表ノ 流域別森林面積と蓄積

区 分	針葉樹		広葉樹		竹 林		孤立木	合 計		ha当り
	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	蓄積	面積	面積	蓄積	蓄積
吉野川流域	52.8%	87.8%	13.3%	10.1%	0.3%	100%	5.6%	100.0%	100.0%	1.73
北山川流域	12.7%	47.6%	63.9%	52.0%	2	0	2.2%	100.0%	100.0%	1.55
十津川流域	41.8%	57.7%	52.1%	44.1%	6.1%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	1.97

(注) 昭和37年度地域森林計画書の資料より引用

(昭和38年1月現在)

森林面積の広狭をからみると十津川流域が約10万ヘクタールと最も多く、次いで吉野川流域、約6万7000ヘクタール北山川流域が約1万7000ヘクタールとなつてゐる。しかし各地域の森林面積のうちを占める針葉樹林面積の比率をみると吉野川流域が圧倒的に多く80.5%、つづいて十津川流域41.8%、北山川流域12.7%となつてゐる。さらに1ヘクタール当り平均蓄積をみると全く別段を示して吉野川流域が173ha、ついで十津川流域197ha、北山川流域155haとなつてゐる。これらの地域にお

はる健康樹林面積の広狭はスギ、ヒノキ工林面積の広狭に比例すると思えても大過はないと思われるので明かに吉野川流域において育成林業が最も進んでいることが知られる。

なおこれらの流域における林業経済ならびに経営の特徴について表示すればオス表にみられるとおりである(本表は京都大学林業問題研究会、林業地帯、31頁の表を基礎として、その後の変化を斟酌して作成した)。

オス表 林業経済および経営的観点からの吉野林業の地域別特徴

項目	地域	川上村	上下北山村	十津川村
産出材の樹種		スギ、ヒノキ	スギ、ヒノキ、天然林材ノ割	北山に同じ
伐 種		一般用材と種丸、薪丸太	一般用材	北山に同じ
販 売 先		和歌山、大宮、市、松井方面に出荷	主として、樺井、吉野、大宮方面に出荷	大阪、五條方面、大宮方面ノ割
木材の伐出方法		栗嶽を主とし、木屑も用いる	川上村に同じ	川上村に同じ
運搬方法		トラックを主とする	川上村に同じ	川上村に同じ
経営管理方法	植 栽	密植(1ha当り 8000~1万本)	比較的疎植(4~5000本) 時に3000~10000本	4~6000本
	下 刈	伐後7~8年間に 10回	伐後10年間に 10~15回	北山に同じ
	枝 打	10年生頃ノ回	一般におこなわれていない	一般にやらない
	間 伐	20年~40年生の間 に約5回、苗育生長に 重点を置いて要領木 被圧木を伐る	苗間伐は約5回、成長 について、大きな苗木は 成長を大きく、生長の速い 苗木は費用の上から、この 苗木は主として大規模経営により 伐られている。しかし、	ほぼ上、下北山 村に同じ

項目	地域	川上村	上下北山村	十津川村
経営管理方法	間 伐		これは大規模経営者が入ったとき、この結果林業の 育成がおこなわれること になってきている。大規模 経営者も、15%の回 20%、30%、40%、50%	
	伐 期	50~60年、樺丸の 場合30~40年	50年前後	50年前後
苗の林間度		主に私有林を対象とする 地代支払は前面と 後面とを併用	主に部落有地を対象 とする地代は伐後時給	北山に同じ
村外所有者の林 地農中状況		山林面積の7割	山林面積の7割	山林面積の4割
苗の事業担当者		大和平野地帯 の地主、商人資本	在村地主と、近 所の商人資本	在村地主と村
備 考			上下北山村の経営 関係については 村の要項にみる。	

この表によつて熊野川開港後の現在における地域別の特徴を林業 経営ならびに経営の特徴をおおざっぱに對比してみることにでき るが、熊野川開港前の昭和初~10年頃の状況に立脚して京都大学 林業問題研究会によつて作成された同じ項目の表と対比してみ るとき、まず指摘できるのは、①販売先が北山村と十津川村におい て、それまで新宮方面にのみ振りまわっていたのが、大宮に激減し てしまったことがあげられる。さらに

② 伐出方法は川上村において、木屑が主であったのが、他の地 域と同じく栗嶽が主となったこと。

③ 運搬方法は、北山村においてトラックノ割、筏ノ割、薪運ノ 割、十津川村においてトラックノ割、筏ノ割であったのが、 いずれも川上村と同じくトラックが主となったこと。

④ 植栽本数は北山村と十津川村において、より密植傾向を示す ようになったこと。

⑤ 下刈間伐は川上村におけるほど多くはないが、北山村と十津

川村両村において、やゝ回数が増加したこと、などがあげられる。

⑤ 十津川村の自然、経済ならびに林業の概況

「十津川、人跡を絶った五里の山道を歩き疲れて風屋の宿に着くと足が疲れたらいいを出してくれた。愛憎もなく蒸暑いランプがとる。この土地に米は実らないのでトウモロコシの夕食だった。交通路はイタダと朽ちかけた釣橋で一雨あれば数日、ときにはノケ月もが交通遮断で都会との連絡が絶えた。目にみえる村々の象との道端さへ矢次で行はれるのである。戦争のじまつたとき、若者は召集令状を渡されて役場を集めてはみたが、太平洋戦争の開始さへ知らず、句のための集合が理解できなかつた。家には万葉をかざり、オハグロを用いた花嫁さへあつたし、葉タバコで自給自足の風も見られた。あたりはシンとして葉流のせせらぎのみ多く、死の国のように寂しげに寂しい村である。——これが今から10年あまり前の十津川村の状況であつた。それが今では湯泉地温泉に湯煙が立ち、ダムを築く飯場の電燈は燈をあげむく許り店々と輝き近代的なデザインが橋がかかりダイナマイトとトラフターの響きが谷にこだまする。」（平田良一、山田達夫著 十津川村の山林経営 十津川文化叢書（6））

さらに、昭和41～42年に亘る熊野川開発後の現任において、すでにダム工事も終り、飯場もなく、谷間にこだまするダイナマイトの爆発音もさへなくなつたが、ダム工事の10年前にみられたとき「底なしに寂しい村」には反らず、ダイナマイトの爆発音に代つて、木伐を積んで五條方面ならびに新宮方面につづ走るトラップ、および自動車に代つて急速に増加した村民のオートバイの騒音が谷間にこだまし、湯泉地温泉さらには平谷温泉には湯煙のせせらぎのななフリームの音さへこめて立ちのぼっているのである。

かくのごとく熊野川開発により大きく変貌した十津川村の自然経済ならびに主産業である林業の概況について紹介してみよう。

十津川村は紀伊山脈の中央部に位置し、奈良県の南端に存在している。奈良市方面からの十津川村への入口は五條であつて、ノ日数本のバスが十津川村を通過し、新宮にまで連絡されている。

五條からバスで十津川村に向つて出発するとしげらく平地が続くが、お分ないしノ時間をもたつと目前に山々が迫ってくる。西吉野村から大塔村に至る間に存在する富貴辻峠の難所を越えると右側に次々と水をたづえた猿谷ダムが見えてくる。ダムの岸壁りの茂密な水中には埋没した樹木など散見でき、ダム工事のまだ日の新しさを感じさせる。この猿谷ダムから道路は十津川にそつて走っている。十津川は起伏の激しい山々の間に鋭いV字形の峡谷をなして蛇行する。したがつてそれにそつて作られている道路を自動車で行くと何回となく胆をひやされる。猿谷ダムから自動車でも分も乗ると左に十津川から分岐した舟の川をみる。こつまきくるしすこは十津川村の入口に達したようなものである。十津川村に入つてから十津川村最後の部落七色を後にするまで自動車での約2時間ほどかかる。これによつても充分知られるこゝの村は面積からいつて日本でもノズをあらそうほどの大きな村で、東西必折、南北必折にわたつており、奈良県総面積の約5分の1を占めている。

十津川村の北は、五條からくる場合、通過してきた大塔村と時津川村に、東は吉野国立公園に指定され、大和アルプスあるいは近畿の屋根といわれている大峯山脈（海拔1500m）をへだてて下北山、上北山に接しているが、大峯山脈が急峻のために直接交通の便はない。前は黒熊山脈をへだてて和歌山県熊野町および本宮町に接している。十津川村の中心である小原から新宮まではバスで3時間の行程で、道路距離は約70kmほどであるという。西は讃岐山脈をへだてて和歌山県龍神村、中辺路町などに接している。道路網の整備により本宮を経て田辺市に近づくバスの便がある。

当村の気候は、奈良県一般と異なり表日本式の海洋性気候であるが、土地の高低や地面の向きなどによつて一様でない。村の中（注） 昭和37年度 村政報告書

中部の小原附近の年平均気温は14.3度であるが、南に向うにしたがつてやや高く、北部はやや低い。

山岳化に向って太平洋の湿度の高い気流が流れ込むため、多雨であり、年平均約1,000mm程度の雨量がある。最近10年間の気象表からクリモグラフを作成してみるとオホ国のごとく、雨量は4、7、5ならびに9月にとりわけ多く典型的な温暖帯の型をしめしている。

オホ国 クリモグラフ (昭和23-27年 10年平均)



岩層は一般に粘板岩が多く、風化を受けやすい。急傾斜の地表には軟弱な土壌があり、毎時にあえば崩壊しやすい条件にある。そのうえにこの地方は台風の際に襲来する地帯であるので、これまた幾度の豪雨と出水による大被害におびやみされてきている。とりわけ明治22年の大水害は惨憺すまじきものであり、このため一部の村民は北海道へ移住がねこなわれたほどであった。最近のは昭和23年に発生した昭和被害と村経済に甚大な被害をおよぼした。

気象条件は別として、以上のような自然条件の結果、田畑の

量は少なく、森林の占める割合は約96%と圧倒的であり、したがってこれといったオホ次産業とない十津川村経済において林業が中心であることが知られるであらう。

オホ表 十津川村における土地利用区分

(単位 町)

土地別 面積	耕 地			森 林			除地	採草地	その他	総計
	田	畑	計	国有林	民有林	計				
面	0.3%	0.7	1.0%			95.7%				
積	119.03	199.68	318.71	600	64493	65093	248	696	1598	57971.71

十津川村における米麦生産量は村民2ヶ月分の消費に当る程度であり、したがって食糧については、その大部分を村外から購入している。

オホ表 人口の年次別動勢

年 度	総 人 口
文久元年	11,400人
明治22年(水害)	12,700
23年(北海道移住)	10,400
27年(日露戦争)	11,600
29年	12,500
大正2年	12,600
7年(欧州戦争)	12,900
12年	12,400
昭和2年(不況時代)	10,400
7年(満洲事変)	11,000
12年(日華事変)	11,000
17年(第二次世界大戦)	12,400
19年	12,100
20年(敗戦)	13,000

次に村経済の盛衰をある程度までしめすと感われる人口の年次別動勢をみると、オホ表に示れるごとく、明治22年の水害による北海道移住により23年には約1,400人ほどの減少をみせ、その後、趨勢的に昭和初期の不況期に遭遇するまで増加傾向を示し、なお不況期により若干減少した以後は、ふたたび、熊野川開通終了年の昭和5年まで増加傾向をみせた。ここで指摘しておくべきことは、23年にはこれまでも当村でみられた最大の人口数を記録しているということである。しかしその後には漸減傾向にうつり、戦前並の

年 度	総 人 口
昭和21年	12,100人
26年	12,300
27年(好況)	12,600
28年	12,300
29年	12,100
30年	12,500
32年	12,150
34年	12,300
35年	12,590
36年	12,740
37年	11,700

人口数に復帰している。さらに注目されることは、文政元年以降現在までに至る年次別人口動勢を鳥瞰するとき、総人口数において、それほど大きな変動がみられないことである。このことは大きくいつて村経済の低滯世をもつたものであり、さらに明確に言えば本村経済の中心産業である林業の勞働生産性の相対的停滞性を示すものと考えられよう。

そこで十津川村における林業の概況についてふれることにする。総面積の約16%を占める森林の所有区分は計画面積で国有林600町歩、村有林1,674町歩、部落有林11,607町歩、私有林47,152町歩となっている。

私有林について所有規模別に所有者数および所有面積をみると次の表にみられるごとく、私有林所有者総数2,129人で総私有林面積約50,689町歩を所有しているので平均所有面積は約24町歩といふことになる。

表5 私有林所有規模別所有者数および所有面積

所有規模	1町歩未満	1~5	5.1~10	10.1~20	20.1~50	50.1~100	100.1町歩以上	総 計
所有者数	801人	708	485	288	157	46	14	2,129人
%	37.4	29.5	16.0	12.0	4.5	1.7	0.6	100
所有面積	320.71	2,575.7	10,775.0	4,844.9	3,524.44	4,742.91	28,471.62	50,689.76
均 均	4.0	3.6	22.2	16.8	22.5	103.2	2,033.7	24.0

(資料) 十津川の山林経済より引用

この村内所有面積に至る24町歩を境にして所有者数と所有面積と

の関連をみると、所有者の少ないと、全体の70%を占めているが、彼等の所有森林は全体の25%にすぎない。逆の表現をたかえば、1%の所有者によって全森林面積の75%が所有されていることとなる。こういった土地所有集中の傾向は、100町歩以上層になると、さらに顕著となる。つまり僅か0.6%の人数により全森林面積の56%が所有されている。

十津川村私有林における土地集中の程度を相対的に知るために全図における所有規模別土地所有の状況を見ると、20町歩以下層に属する所有者数は全森林所有者数の75%であり、ところがこれらの人々の所有森林面積は全体の40%である。このことによつて十津川村における森林所有は相対的にみた場合にいて土地集中は激しい方であると考えることが出来る。なお、私有林総面積のうち約4割は村外者により所有されている。最近の村政担当者達の意向としてはなるべく村外者による所有を抑制する方針をとつていふという。

つぎに村内の森林蓄積の事情について地域別に一言してみよう。地域別にみる所以は前述のごとく十津川村はその面積が広大なるために村一本でみることが当を得ないからである。

十津川村は大字5つを数え、それらが中野村、神鍋川、二村、三村、東区、四村、西川、北川の7つの地域に統合されている。ここでは東区をさらに東部と西部の2区に、西川を北部と南部に分けて、各地区における樹種別、全級別蓄積状況を整理してみると次の表にみられるごとく、1町歩当り村全平均蓄積555石よりも多い地区は西川南部(826石)、神鍋川地区(727石)、三村地区(585石)、東区東部(588石)の4地区であり、平均以下の地区は東区西部(525石)、二村地区(433石)、西川北部(429石)、中野村(402石)、四村(367石)の5地区である。当然のことではあるが、1町歩当り蓄積の多い地区は用材林面積も多く、そして高い全級に属する森林が多い。

以上のような概況をとつていふ十津川村林業の経営はいかに

町特産はすでにふれたとおりであるが、一言でいえば最近に合理的なこれ一つある現存にあるといえよう。

表 6 表 地区別森林簡表

地区別	項目	樹種	11~20年生	21~40	40年以上	1町歩当り 平均蓄積	用材林の 割合
中野村		用材林	41%	35%	61%	石 402	65%
		薪炭林	26	55	19		
神綱川		用材林	2	18	80	727	42
		薪炭林	20	80	0		
二 村		用材林	5	30	65	439	72
		薪炭林	27	57	16		
三 村		用材林	4	25	72	585	89
		薪炭林	12	80	8		
南地区東部		用材林	5	38	57	568	82
		薪炭林	16	55	21		
南地区西部		用材林	7	43	45	525	79
		薪炭林	18	79	1		
四 村		用材林	8	43	41	467	65
		薪炭林	21	38	33		
南川北部		用材林	7	37	54	427	85
		薪炭林	1	14	76		
南川南部		用材林	2	21	77	826	92
		薪炭林	4	85	11		
町平均		用材林	4	28	68	555	84
		薪炭林	21	67	12		

(注) 昭和26年完成施設調査より引用

4 十津川村の経済および林業の展開と変貌

1 森林の分布

このレポートの中心目的はアロローグにおいて既述のごとく熊野川開港により、100年間に亘る急激な変貌を数年にしてとげたといわれる十津川村を対象にして、そこにおける林業経済ならびに経営の変貌を具体的に把握しようとするところであつた。こういった目的からいって、当村の経済一般と林業の展開は熊野川開港完結までとそれ以降との二期に大別して論ずることが適切であろう(單に十津川村経済の歴史的展開についてふれようとする場合には、なお細分してふらねることがより恰当であると思われる)。

2) 熊野川開港以前

——陸の孤島時代——

十津川村の正史について記述された書物の一頁を繰く。まず明治維新に至るまで免租地として特典を受けつた十津川出船についてふれられている。

たとえば、これについて、「十津川の山林経済」のなかの記述を次に紹介してみよう。

「十津川郷の正史は非時におい、玉置山は、天守年間(357年度)の習証大師入山以来、熊野三山の地の代として両郡神産を奉じ、朝廷の尊崇を受けつた。また古野朝時代には、護良親王をはじめ南朝の諸皇子の活躍があり、各地にその霊跡が残っている。当時の十津川は、入旗入荘司などによつて在國地領の支配に属し、郷民は十津川郷士という名のもとに、共同連帯的にお互に社会を形づくつてきた。住民の経済はいまだ焼畑農に依存する自給自足の段階にあり、商品生産というほどのものもなく、わずかに獣皮や木炭を熊野海岸の諸村へ運び出して土地の買物と交換する域をみだかつた。十津川が初めて近世的な封建領主の支配下に入ったのは、豊臣秀吉の天下統一の傑である。すなわち天正年間(1580年度)の検地を経て、大和犬飼郡長官の知行に編入され、郷内の検高千石と定められた。こゝとも耕地といつては山間の小地片ばかりで、実際に筆入犬量

たうことは困難で、この級高も目の字原でかなり内輪に見積られたと想像される。しかし郷内には租税に関して古来特別の特権があった上に、とりわけ存なく戦地に反抗して起つた北山一虎を鎮定するのに力を立てたので、年貢一切を免除される特権を受けることになつた。次いで徳川時代に入り、慶長ノノ年(ノノノ年)以後幕府代官の管轄に服したが、寛文6年(1666年)に五條代官所が設置されて吉野全郡を統轄するようになり、以来幕末までその支配に属した。この間引続き免租地の取扱ひを受けている。幕末に至つて郷内から尊王運動に活躍する者が輩出し、文久3年(1853年)天誅組の役を契機に、幕府の支配を脱して朝廷の管轄に入った。いわゆる由緒復古が実現したのである。以来常駐衛兵約200人を出して禁裏の守護を命ぜられ、禄米500石を給せられることになつた。」

当時の村経済の事情は、幕末の亂世たつやう文久3年(1853年)に十津川郷士から中川宮に提出された「由緒復活上願書」にみいだされるごとく、「高山幽谷僻遠多分不毛之地」であるため「食に乏敷土民共難穀木之実を食ひ、山林に入り伐木諸業殖出さす」といった状態であつた。

ところで、過去数百年に亘つて存続し、十津川村の経済ならびに社会を規定してきた十津川由緒は、明治維新の地租改正により堅固特権は否定され、さらに資本主義経済の展開の影響を受け、漸次、木材生産を中心とする商品生産の途を歩まざるを得なくなつた。明治ノノ年ノ月の恒林事業を主内容とする士族初等教育修業諸君などの動向のノつの証左であるといえる。そしてこれまでも主として村民共智の形態で所有されていた森林も漸次、私産に転換されていくのである。

こういった森林所有の変動は、根本的には村経済の活発化とその動向であらう。さらに明治初頭におけるノつの大きな契機として明治25年3月の大火害をあげることが出来る。この年の被害は死者113人、負傷者50人、流失家屋423戸(総家

数の約2割)、被害面積田ノ2ノ町、畑ノ66町、中絶元ノノ頭と云つた莫大なるのであつた。

明治20年代における移動件数がさめだつてまいことを「十津川の山林経済」の夏が重里地巳の資料をあげて指摘している。さらにかなり顕著に村外の木材業者によつて森林が取得されたことを神綱川流域の明治26年における新宮業者植松新十郎氏による台反276町の取得と27年に於ける下市在在永田藤兵衛氏の台反278町歩の取得と云つた例をあげて証明している。

明治以前から十津川村の木材は主として村により新宮に賣られていたが、明治後期になると既に旧藩当時の排他的な制限は崩壊し、新興の木材業者が大いに活躍した。新宮に家を移動させて木材業に従事する十津川村出身の業者もあらわれてきた。

大正後半ならびに昭和の初頭にわが国経済を襲つた不況の波は木材界にも浸透し、その波は資本力の強い奥地の業者に深刻な打撃をあたえ、所有森林を手放すものが絶出し、比較的資本力の強い村外資本の森林取得が顕著になつた。

当時における伐出技術について参考のために一言しておくと、それまで修繕→堰出し→管流という粗放な方法がすたれて、一殺前にいつて木馬→筏流といった方法に変更した。これは十津川から生産される樹種が黒木のらまで、ヒノキ人工林に代つていったことに対応している。なお十津川村と直接の関係はないが、大正10年代頃に吉野郡全体として道路開闢の進展と共に索道が普及されたことは注目されるべきであらう。

昭和の初頭に入つてからのノつの大きな変化は道路網の拡大である。つまり五條から大谷村に至つていた県道工事は昭和3年に十津川村の上郡地。同10年には山崎までトラックが通された。これによつて中野村、神綱川、二村地巳の森林資源の開拓がすすみ、そしてこの周辺の木材は五條方面へ出材する

ようになった。昭和10年前後の五條方面への産出出荷比率は、
 倍前後となつてゐる。

森林資源の増進は昭和初頭からの年頃まで比較的大きく
 なつたが、スエーデン等には活況になつており、とくにこの時期
 には和青、上湯川、内原等奥地の大面積森林の所有移転の事
 が少なくない。当時の買主は、和歌山県下の豪産家などが多
 が山五林業の側にあられるように一貫生産を行う都市の木杣
 社が林地取得にまでのりだしたことは注目されるべきことであ
 るという（十津川の山林経済をめぐっての頁）。

その後、オーストラリア大戦に入るが、十津川の林業は戦争中
 どの地域と同じく昭和10年に制定された木杣統制法に立脚し
 た統制を受けるに至つた。戦争中における十津川村林業は、
 戦争遂行のための戦時供給の名のもとに他地域と同じく強力な
 生産計画がたてられたが、生産量はむしろ減少傾向をしめして
 いた。これは交通条件にめぐまれていない当地域としては、
 燃料と木材の不足が端的にみえてきたものと推定される。

昭和20年の敗戦により統制は撤廃され、自由に自由経済
 の道についた。そして農村経済において戦後最大の激変といわ
 れる農地改革にたいする農地不足の当村として大きな変動は
 することなく十津川村経済ならびに林業は漸進してきたのであ
 る。とりわけスエーデン年頃からの木材価格の高騰を背景にして植林
 進め、年間造林面積はスタート10年において急増し、その結果
 戦後の植林は一応終了し、以後拡大造林が進捗している。

しかし十津川村経済ならびに林業における真の革命的な変
 化は、熊野川開発をまつてである。

熊野川開発前のく正面にいえば戦前における十津川村の
 状況は、昔からたゞ前進の歩みを示してきたといふことはい
 るが、十津川村の自然、経済ならびに林業の状況のところで
 紹介したごとく、ヤングマンの表現からいへば、
 自然の豊かに恵まれに恵まれた村であった。

林業の木杣生産における発展の程度も、昭和10年3月1日
 付の十津川村役場発行「十津川」にのつていた次の話から推
 察されるごとくそれほど高いものではなかつたことが知られよう。

「この間、或る人が、自分の山の除伐をした。伐倒した木は
 そのまゝ高らせる考えであつたが、隣人のすゝめによつて、試
 みに五條の川端貯木場へ送つて市販りにかけた。普通なら十津
 川では新にもしないような木だつたのが何と1万円に売れた
 ので、当人はホクホクとした。除伐費や出し賃、トラック賃を引
 いざら相当残るといふが、これからは一寸考えねばならんと
 はそれを聞いた人の話。」

の、熊野川開発以降

——革命的変化の時代——

まず当村に革命的変化をもたらしたといわれる吉野熊野の統
 合開発事業についてみる。

この統合開発事業の発端は、昭和10年に余割農産物の買入
 れたため河野元農林大臣が渡米した際、農産物購入額を、
 500万ドル（2億7千万円）を1時にアメリカに支払わず購入銀行
 につみたてておいて、この2億7千万円をアメリカが使用し、のこり
 750万ドル（2億7千万円）を明年から20カ年の期限で日本が借入れて
 国内の産業開発にあてることを規定した返還印にほじまる。当
 初、森林開発については、まず上述の資金のうち10億円があ
 るとされ、しかもその後20年間に亘つて余割農産物の買付があ
 るものとして、総額20億円が予定された。しかし実際には農
 産物購入中止により10億円に、そして残金は戦時後融資によ
 る借入金によつておこなわれた。

開発の具体的計画は、10年度から10カ年計画で総予算
 250億円をもつて実行にうつされた。この開発事業の主要内容
 は水力開発、森林開発、農産物資源開発および交通条件整備の4
 項目である。

十津川村は開発舞台の中心として脚光をあびることになつた。

森林開発については林道開発を中心課題として昭和27年から森林開発公団により担当された。公団は国庫から補助金として52%、関係県負担金10%、受益者賦課金38%を受け入れることによつて借入金を返済する。当初賦課金は金利年7分5厘の年率で、27年元利均等年賦償還の方法で納入することになっていたが、昭和28年7月改正により金利年7分5厘の年率で27年の元利均等年賦償還に変更された。

昭和27年度着工分までの公共事業費による路線別延長は次の表にみられるとおりである。

表7 公共事業費による路線別延長 (単位: 延米)

路線名	昭和27年度 着工分までの延米	今後延長	終了年度	地元負担	内 村費負担	路線別
下動水屋	1,238	0,626	42	40%	20%	2号
柳川	1,431	1,517	42	30	20	1
山崎谷	1,412	—	33	40	0	2
直路野	3,538	4,736	40	0	20	1
柳川谷	2,761	0,832	41	40	20	2
柳川	104	2,746	42	40	20	2
直路川	4,226	774	37	40	20	2
山崎川	220	1,080	40	50	40	0
柳	8090	—	33	0	20	1
山	320	—	33	0	20	1
計	27,490	26,419				

(注) 1. 但し公団林道の倍するまでの村林道をふくむ

2. 将来計画は一定昭和28年度まで

3. 土木費金 男1000円 女700円

道路開発による五條一新宮の開通は27年3月におこなわれた。この結果、十津川村は五條にも新宮のどちらにも直接ト

ックを輸送できるようになった。昭和28年以降の陸送別水
陸送別水陸送別水陸送別水陸送別水陸送別水陸送別水

表8 輸送方法別出材量の推移

項目 年度	生産量 1000円	輸送方法別出材量	
		流送	陸送
昭和27年	1,34		
28	265		
29	377	354	15
30	483	426	57
31	456	381	75
32	451	319	132
33	428	123	304(五條口) 41(新宮口)
34	317		526(五條口) 271(新宮口)

(注) 村勢要覧より作成

とていう)がダム候補地として設定され、なお発電所として
は、十津川水系芦田湖、柳川の西麓発電所(後者は和歌山県九重
村所在)、北山川水系、山口、尾崎の所轄発電所が指定された。

こういつた大規模な電源開発事業にともなつて多くの補償問
題が生じた。まず薬谷ダムの建設からくる十津川の流量減少に
対する補償として27年にく十津川の山林経営(7000)。

② 料に於いて陸送費に伴う損失補償(250万円(この分は風
害以北の道路の改良にあてる))

③ 柳川および四村地区組合に対して将来補償として200万円

の十津川漁業協組に対し、洪水による被害補償として1,000
万円

部陸送となり、しかも
流送時代には圧倒的に
新宮に送っていたものが
24年以降五條方面に
圧倒的に出荷されるよ
うになった。そして水
陸生産量自体も昭和26
年には24年の約2倍
弱にまで増加してきて
いる。

電源開発については
昭和27年に電源開発
株式会社が発足し、ま
ず発電計画の現地調査
を行い、風屋と二津野
(高森あるいは柳川)

の後、植民に5,000坪（昭和14年ノ月開設）、附近に5,000坪の土地を購入して原木市場を開設した。近年における原木市場の取引実績を紹介してみると、新宮市場5万5,000石（うち2万石は川村よりのお荷状）、榎原市場1万5,000石（うち1万石は川村よりのお荷状）ならびに附近5万7,000石（うち2万石は川村よりのお荷状）といった具合である。

このように木組協同組合は村当局との協同により、原木市場の開設を通じて自ら積極的に戦後の木材流通の発展の中に入り込んだ。これが積極的といわれる所以は、のこれにより一定のマネーを運用できること、④銀行との取引を通じて信用を得ること、あるいはこの活動を通じて資金を蓄積することによつて、村内の森林業者に融資をおこなない、村内の森林生産活動を助成したこと、山林所有者に対しては、資金の融資（この場合には木組協同組合に入らなくともならない）と木材数量の多にかけかわる手懸にお荷状する原木市場を提供することにより、自ら森林生産に力が入るチャンスをおたえより多くの利益を獲得する可能性をおたえたこと、などによる。

さらに評価されるべき点は、山村における森林の経済的地位が著しく拡大したことである。

昭和14年開設以前において他にこれといった産業もない山村において森林が中に所位置を占めていたことには相違ないが、しかし開拓の結果、道路が整備し、これによつていままで比較的に遠く離れた山と充分採算ベースにのるものとして採算が改善となり、なかば従来まで採算ベースにのつていた里山はさらに原木産を高めることによつて、開設後における山村森林の経済的地位は著しく拡大した力である。

評価されるべき点、または、山村の森林の相対的高騰なりである。この高騰は、一方には土木工事の需要、伐採量と造林活動の増大からくる労働需要の増大、他方においてはわが国における経済の高騰成長からくる労働力一時的不足によつて惹起さ

れたものと考えられる。

以上の森林経済の発展の概要であるが、次に創始的な森林経営の発展についてふれる。これについては森林経営と森林生産とに分けてみることに便利である。しかも距離してあることはならない力は所有規模別、地域別にみれば若干の相違があると思われることでもあらうが、この問題については、別項でとりあげられる予定、ここではこの点についてはふれず、おそれられることになった木々戸の森林技術調査と、その戸数を調査してあることになったやや詳細な森林経営調査とを調査したる山村を以て見ておこなわれているが、後者の調査はより開拓以上の一帯経営をやつておられるものを対象にした一帯経営のために一帯経営をやつていないものも戸数選択したるたうにするとすいて観察的にとらえるということである。

まず開拓前と開拓後における現在の間にみられる森林経営における変化についてみる。

の森林については、かなり以前より丁寧におこなわれてようになっておる、ただ地持の時、若うな技術が蓄積され積みかさねて行くものと使別にして行くもの等、そのやり方は一定していない。しかも同じ使別につかかさねて行くやり方をしてる者の間でもその理由はまちまちであり、どこに一定があるかはみられない。これは地持技術について、まだ未成熟の段階にあるとも推定される。

の植栽本数は以前の1〜4,000本から2〜5,000本に増大している。

これは小原木の相対的有利性といった一般の趨勢を背景にしているとして、山村の木材市場と道路の改善によつて、森林経営の結果として当然増加する傾向を明らかにするに便するということにもノベカ資があるように思われる。下州については開設後ノ年間にもノ町やつたものの、現在はノノ回に増加してきている。

各経営者については、生活資金入手の目的で大規模なものを営んだ、いわゆる「ササビ伐り」とは別れるものから断次、小規模なものを営んだ本来の副業的なものなるものがあるものを見られた。

つぎに森林生産過程にあつた伐採についてみる。

①、まず森林過程から森林生産過程まで一貫してやるものが急増したことを指摘しておくてはならない。

昭和27年に森林生産までやつていた森林所有者は50人くらいだったといわれているが、現在では226人まで増えている。所有規模別にみると、表にみられるとおりであるが、所有規模別にみた森林生産割合を断片的に知るために一定の規模に属する所有者数とこの規模に属するものの森林生産をやっているもののとの比をとりてみると、1ヘクタール階層16%、2.1〜10ヘクタール階層5%、10.1〜20ヘクタール階層3%、20.1〜50ヘクタール階層1.6%、50.1〜500ヘクタール階層0.9%、500ヘクタール以上階層1.0%と、森林所有規模が大きくなるにつれて森林生産をやっているものが増大していつていくことを明白にすることがたつている。

表1 所有規模別所有者数と一貫経営者数

区 分	1ヘクタール以下	2.1〜10	10.1〜20	20.1〜50	50.1〜500	500ヘクタール以上	計
所有者数	221	718	125	228	157	50	2,799
森林生産者数	21	21	23	25	46	2	118
割合	9	3	2	10	30	50%	

(注) 50ヘクタール以上における規模別所有者数については、さきりからいふところの資料から誤りがあると思われる。森林生産をやっている者については木曽林業組合の調査の資料、ノボネ森の資料については省略した。

とあるが、このように森林所有者で森林生産をやっているもの

とノボにいつても、その内容は千差万別である。

まず経営主体の元の職業別にみおきくみて、木伐業者であつたものが森林を購入して森林までやるかした者と、森林所有ないし経営をやつていたものが森林生産に力を入れた者があるが、熊野川開発前電力を視においては、前者からいえば前者のタイプのもものが圧倒的に多い。しかし森林から森林生産までを含めた経営形態においては前者のタイプの方が多い、おしなべて断片的のように思われた。

一口に森林を所有し、森林生産をやっている、広域の一貫経営者といつても、その内容は必ずしも同じでない、というよりも大きな相違をもつている。

いま、これを経営主体の経営目的における重宝のおき方から大別してみると、

オノのタイプ——木伐業に重宝をおき、断片的に森林生産活動をやっているもの。例えば自分の所有森林ばかりでなく、他人の山も購入して木伐業を営み、自分の山の森林部門の経営はあくまで従と考えるようなもの。(たとえば、S.M氏、K.K氏、T.M氏、S.K氏、Y.T氏)

オノのタイプ——自分の山の森林部門の経営に重宝をおき、森林生産はあくまで従と考えるもの。(たとえば、M.C氏、H.M氏、T.M氏)

オノのタイプ——自分の山だけを経営のお家とし、森林と森林生産とをあくまで一貫的な作業として経営をやつていくもの(換言の一貫経営)(たとえば、当村湯の原のS.T氏、K.T氏)の3つのタイプに分けられる。

資料では、オノのタイプの方が多いと断片的に多い、オノのタイプつまり断片的な意味で一貫経営が最も少ないように思われる。

このことは、オノのタイプがかなり見られる解野の天竜林業協会の統計と対比して面白いことである(林野庁調査課、昭和27年6月階層別にみた林業技術の実態調査、参照)、批判を免れ

取見を大証にいうならば、当社の株業が既述途上にある新進株業だといわれる所以の1つとここにあると考える。

最後に、如何なる理由によつて、一徹経営の簡式の証件タイプはなくなり、したがつて広敷におけるのが最近急激に増加したといふのであろうか。

全体のさとり調査を能くして次の理由があげられる。

- ① この理由の1つとして、当社における立木枚数の測定方法があげられる。つまりここでは立木枚数測定にあつては単価格的であつていて、たとへばアオノ分の場合でもアオノしとして各えてゐる。また伐木人夫に請買わしめの場合にもこうして測つた枚数を請買わせてゐる。したがつて従来こういった面をみすみす見放されてゐるに似てゐる。
- ② 林道の整備により搬出が比較的容易にでき、また原木市場の設立によつて、あまり市場動向には専門的知識をもつことを必要とせず応用できるようなつたこと。
- ③ 製路網の整備により運送に市場動向をきくようになったのである。市場動向にかなりの把握をもつて容易に対応できるようになつたこと。
- ④ 資金と木材貯蔵組合に入ることにより、便宜をうることであるようになったこと。
- ⑤ 木材生産活動をやめることにより銀行取引を増加し、経済活動をより積極的に行ふこと。
- ⑥ 木材の一段階不足、林業部門においては、とりわけ育林費の不足を克服するために、木材生産活動をおこなうことによりはき量を増加して、木材の生産性も安定化を計りうること。

以上、昭和株業組合の調査については、育林と木材生産の2つの調査に分けてみたが、既述して、明らかに後者における変化が一層顕著であつたことを指摘しておきたい。

5. エピローグ

本レポートの三井物産先生、高木唯夫、当時同所両氏の1人と一緒に、2月下旬、十津川村林業を一週間に亘つて調査した頃の調査の記録である。とりまとめを終えてから、どうも筆者のガイダンスが、つつ走つてゐる感じしないではないが、「ファスト・インプレッション」の中にはそれなりに機心をいっているものもあるよということをして、1つの換り所として報告するわけである。